

第十九項 平成十五年五月臨時会

平成十五年五月臨時会概括表

月 日	諸般の報告・紹介	選挙・指名	上程議案	質疑・一般質問・討論	状況
5月20日	臨時議長の紹介 議長就任の挨拶 副議長就任の挨拶 新任者の紹介 議案の送付書朗読	議長の選挙 会議録署名議員の 指名 副議長の選挙	第九三号議案、 第九四号議案		委員長報告・議決・その他 仮議席の指定 議席の指定 会期の決定 知事の提案説明 第九三号議案、第九四号議案、 原案に同意 休会の議決 特別委員会の設置 特定事件の継続審査
5月22日	図書広報委員会及び各附属機関の委員の指名 選挙の依頼通知書朗読 議長就任に伴う委員辞任報告 正副委員長互選結果報告	常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 特別委員会委員の選任 議会選出各種議会議員の選挙			

本会議第一日（五月二十日）

◎臨時議長の紹介（茂原璋男事務局長）

この臨時会は、一般選挙後最初の議会であるので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七七条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行う旨の報告が事務局長からあり、出席議員の中で最年長の金田賢司議員が紹介された。

◎仮議席の指定

着席のとおり指定することに決定

◎議長の選挙

高木政夫議員 当選

◎議長就任のあいさつ

高木政夫議長

◎議席の指定

着席のとおり指定することに決定

◎会議録署名議員の指名

塚原 仁、松本耕司、岡田義弘の各議員を指名

◎会期の決定

五月二十日から二十二日までの三日間とすることに決定

◎副議長の選挙

秋山一男議員 当選

◎副議長就任のあいさつ

秋山一男副議長

◎新任者の紹介

谷口興一病院管理者（四月一日付）

大塚克巳特別政策本部部长（四月一日付）

高木 勉総務部长（四月一日付）

増田武志農政部长（四月一日付）

浅川高明林務部长（四月一日付）

◎諸般の報告

議案の送付書を職員が朗読

◎議案の上程

第九十三号議案 議会議員のうちから選任される監査委員の選任

について

第九十四号議案 議会議員のうちから選任される監査委員の選任

について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

臨時県議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げますとともに、提出議案についてご説明申し上げます。

皆様方には、このたびの県議会議員選挙におきまして、めでたくご当選なさいましたことに対し、心からお祝い申し上げます。今後四年間、県民の代表として、郷土群馬発展のためにご尽力をいただきます。執行部に対しましても、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

今年は二十一世に入り三年目の年であり、新たな世紀を担う子供たちのために、明るい未来を切り拓いていかなければなりません。子供たちが元気で、心豊かに育つ環境は、すなわち県民全体にとってもよい環境であります。教育・文化を初め経済、医療・福祉、自然環境など、「子どもを育てるなら群馬県」と言われるような総合的な環境づくりに積極的に取り組んでおります。

新年度が本格的にスタートしておりますが、施策の推進に当たりましては、県民に対し積極的に情報提供を行い、説明責任を果たすとともに、県民と協働した県民参加の県政を推進し、元気で

真に豊かさの感じ取れる郷土群馬の構築に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。

本日提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

第九十三号議案及び第九十四号議案は、議会の議員のうちから選任された監査委員庭山 昌氏及び石原 条氏の任期が四月二十九日をもって満了となりましたので、その後任者に腰塚 誠氏及び安楽岡一雄氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎休会の議決

五月二十一日は調整日のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月二十二日）

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会の設置と同委員の選任

元気な群馬づくり特別委員会、未来を拓く人づくり特別委員会、安全・安心なくらし特別委員会をそれぞれ委員十三人、決算特別委員会を委員十五人をもって設置することに決定

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

図書広報委員会委員及び各附属機関の委員について配付の名簿のとおり指名

知事からの選挙依頼通知書を職員が朗読

◎前橋工業団地造成組合議会議員の選挙

中村紀雄議員、中沢丈一議員、金子泰造議員、狩野浩志議員、桑原 功議員 当選

◎高崎工業団地造成組合議会議員の選挙

松沢 睦議員、小林義康議員、中島 篤議員、橋爪洋介議員、長崎博幸議員 当選

◎群馬県競馬組合議会議員の選挙

松沢 睦議員、田島雄一議員、金田賢司議員、原 富夫議員、小林義康議員、中島 篤議員、橋爪洋介議員、塚越紀一議員 当選

◎諸般の報告

高木政夫議長から議長就任に伴い、保健福祉常任委員会委員の辞任報告
各委員会の正副委員長互選の結果報告

◎ 特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

議案審査の状況 知事提出議案二件（うち可決二件）

第二十項 平成十五年六月定例会

平成十五年六月定例会概括表

6月9日	6月6日	6月3日	月日	審議の状況	
議案提出書朗読	人事委員会の意見書の配付	監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付 議案の送付書朗読	諸般の報告・紹介	選挙・指名	上程議案
議案第九号議案 第九五号議案 第九八号議案 承第二号	議案第九号議案 第九八号議案 承第二号	議案第九号議案 第九八号議案 承第二号	第九五号議案 第九八号議案 承第二号	質疑・一般質問・討論	委員報告・議決・その他
一般質問 石原 条 答弁 小寺知事 高井教育長 河村選挙管 理委員会委員長 塩田警察本部長 佐藤 環境生活部長 寺澤商工労働部長 一般質問 大沢幸一 答弁 小寺知事 宮下保健福祉部長 川西 土木部長 一般質問 長谷川嘉一 答弁 小寺知事 塩田警察本部長 谷口病	一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 塩田警察本 部長 宮下保健福祉部長 一般質問 伊藤祐司 答弁 小寺知事 高井教育長 宮下保健福 祉部長	一般質問 南波和憲 答弁 小寺知事 谷口病院管理者 大塚特 別政策本部長 内山食品安全会議事務 局長 高木総務部長 宮下保健福祉部長 川西土木部長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 高井教育長 河村選挙管 理委員会委員長 高木総務部長 寺澤商 工労働部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 塩田警察本 部長 宮下保健福祉部長 一般質問 伊藤祐司 答弁 小寺知事 高井教育長 宮下保健福 祉部長	質疑・一般質問・討論	委員報告・議決・その他	会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 請願の委員会付託 休会の議決
議案第九号議案、可決 議案の委員会付託 休会の議決					

6月17日			
追加議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読 議案提出書朗読			
第九九号議案（追加） 第九五号議案 第九八号議案 承第二号 請願 議第一〇号議案			
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論	院管理者 宮下保健福祉部長 川西土木部長 一般質問 狩野浩志 答弁 小寺知事 富岡女子大学長 高木総務部長 増田農政部長 川西土木部長 一般質問 松本耕司 答弁 小寺知事 持谷教育委員会委員長 高井教育長 高木総務部長 宮下保健福祉部長 増田農政部長 浅川林務部長 川西土木部長		
知事の提案説明 第九九号議案、原案に同意 委員長報告 第九五号議案、第九八号議案及び承第二号並びに各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 議第一〇号議案、可決 特定事件の継続審査 顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式			

本会議第一日（六月三日）

◎諸般の報告

監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付
議案の送付書朗読を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

橋爪洋介、小野里光敏、黒沢孝行の各議員を指名

◎会期の決定

会期は六月三日から六月十七日までの十五日間とすることに

決定

◎議案の上程

第九十五号議案 平成十五年度群馬県一般会計補正予算（第一号）
第九十六号議案 平成十五年度群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例
第九十七号議案 群馬県古物営業法関係手数料条例の一部を改正

する条例

第九十八号議案 工事委託契約の締結について
承 第 二 号 専決処分承認について

◎提案説明(概要)

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係一件、事件議案四件、合計五件であります。

まず予算関係であります。現在は、中国、台湾を中心に感染が拡大している新型コロナウイルス(重症急性呼吸器症候群)対策として、緊急の場合の患者移送及び受け入れ病院の体制を整えるため、所要の補正を行うものであります。

新型コロナウイルスについては、現在、行動計画を策定し、相談体制の整備、疫学調査や検体搬送等に備えた緊急的な対応を行っているところではありますが、県民の生命と健康を守るため、引き続き機動的な対応をしていきたいと考えております。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。
第九十七号議案は、古物営業法の改正に伴い、群馬県古物営業法関係手数料条例の一部を改正しようとするものであります。承第二号は、実施時期の関係から早急に処理を要するため専決処分したもので、御承認をお願いするものであります。

◎意見の聴取

第九十六号議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

五月二十七日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月四日及び五日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日(六月六日)

◎諸般の報告

第九十六号議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問(第九十五号から第九十八号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問)

○本日の発言通告

一 自由民主党 南 波 和 憲

- 1 知事の今後の決意等について
- 2 愛県債について
- 3 これからの福祉行政の推進について
- 4 県内景気・雇用の動向と対策について
- 5 安全で安心して暮らせる町づくりについて

- 6 食品安全対策について
 - 7 県立病院の今後の運営方針について
 - 8 新型コロナウイルスへの対応について
 - 9 平成十四年度の決算見通しについて
 - 10 特別政策本部が取り組んでいる具体的政策課題について
- 二 フォーラム群馬 長 崎 博 幸
- 1 知事四年間の総括と今後の決意について
 - 2 地方分権と税財源移譲について
 - 3 市町村合併について
 - 4 県内経済の現況と雇用情勢について
 - 5 SARSによる県内産業への影響について
- 三 公 明 党 小 島 明 人
- 1 知事の政治姿勢について
 - 2 住民投票制度のあり方について
 - 3 県警察安全安心サポーター制度について
 - 4 健康増進法と受動喫煙対策について
 - 5 SARS対策について
- 四 日本共産党県議団 伊 藤 祐 司
- 1 有事三法案について
 - 2 倉渕ダム計画の凍結と猛禽類の保護について
 - 3 三十人学級の拡大について
 - 4 学童保育への支援について

5 高崎市の小児救急医療について

小島明人議員―(略)―

質問の第四は、健康増進法と受動喫煙対策について、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

この健康増進法は、生活習慣の見直しなど通して病気を予防するため、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の防止や各自治体の健康増進計画の策定などを盛り込んだ法律として、医療保険財政の危機などを背景に、医療制度改革の一環として制定されたものであります。しかも、予防医学の観点から、国民の生涯にわたる健康増進を図ること、それによって国民医療費の増大を防止していくことなども盛り込まれており、昨年七月、国会において与党三党によって可決、成立したものです。これにより、国としては既に二〇〇〇年三月より「健康日本21」を策定し、二十一世紀における国民健康づくり運動を推進してきており、中でも国民医療費の三割以上に達し、死因の六割を占める生活習慣病、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などについて、生活習慣の見直しや生活環境の改善を通して病気の発生そのものを予防する一次予防を重視しております。

したがって、この健康増進法の内容も、まず第一に、厚生労働大臣の基本指針策定に基づき、第二に、各都道府県や各市町村が健康増進計画を策定することとなっており、本県としては既に平成十三年、「元気県ぐんま21」を策定済みであります。第三には、生涯にわたる保健事業を一体的に効率よく推進していくため、制度間で異なる健康検査の実施方法や結果の通知方法、健康手帳

の様式等について、検査実施者に共通する指針を策定することなどを定めているのであります。

さて、こうした健康増進法の趣旨を踏まえて、まず本県として、先に策定された「元気県ぐんま21」の行動計画の再検討や県内市町村の健康増進計画の策定等について、現在どのような状況にあるのか、保健福祉部長にお伺いいたします。

続いてお尋ねいたしますが、この健康増進法の特筆すべき事項として、他人のたばこの煙を吸うことを強いられる「受動喫煙」の防止規定が初めて条文に明記されたことであります。第二十五条において、学校や体育館、病院、劇場、展示場、百貨店、官公庁施設など、多くの人が利用する施設の管理者に「受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない」との努力義務を課している点に着目をしなければなりません。

去る四月の初め、WHO（世界保健機関）は初の「世界がん報告」を発表し、世界の新規がん患者は二〇〇〇年時の約一千万人から、2020年には約一千万人に増加していくと予測し、その傾向に歯止めをかけるために、第一の対策として、禁煙教育などを通してたばこ消費量の削減計画を掲げております。喫煙がなければ負担せず済んだ医療費は、国内においては年間一兆三千億円にも上ると言われており、受動喫煙についても、肺がんや心臓病の罹患率増加や妊婦、胎児への影響などが指摘されており、この受動喫煙の防止策として、喫煙所の空気を屋外に排気する方法の推進が有効であると厚生労働省の検討会が報告書を発表し、厚生科学審議会も報告書の趣旨に沿った対策強化を答申しているのであります。つまり、つい立てなどによる喫煙コーナー分離や

一般的な空気清浄機の設置では、「必要な措置」としては不十分ということになるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたしますが、この健康増進法の二十五条に規定されている各施設での受動喫煙を防止していくための必要な措置について、具体的にどのような指導をされていくのか、保健福祉部長にお尋ねをいたします。―（略）―

宮下智満保健福祉部長

健康づくりの問題につきましては、食生活から運動、休養、たばこ、アルコールなど、日常生活全般にわたる問題であります。長期的な視点から生涯にわたる健康づくりを進める必要があります。これまで総合的な視点から健康づくりを推進する法律がなかったことから、昨年七月に新たに健康増進法が制定され、本年五月から施行されたものであります。

そこで、この法律の施行を受けての本県の対応でございますが、平成十三年度に策定した健康増進計画「元気県ぐんま21」、これが平成十三年度から二十二年度までの十カ年計画でございますが、これに基づき、生活習慣に関する正しい知識の普及、一次予防を重視した健康づくりの推進、医療保険者や市町村、学校等の健康増進事業実施者との連携などに努めるとともに、新たな法律の趣旨を踏まえまして、計画の一部見直しの検討をしてきたいと考えております。

次に市町村における健康増進計画の策定状況でございますが、現在、県内六十九市町村のうち、策定済みが十六市町村、策定中が二十三市町村、今後策定等が三十市町村となつてるところで

ございます。この市町村の計画策定につきましては、努力義務とされているところですが、健康づくりを進めるためには目標を示した計画が是非とも必要であるということから、県としてもそれぞれの市町村の実情に応じた計画づくりを積極的に支援していきたいと考えております。

次に、たばこ対策として初めて法制化されました受動喫煙防止対策についてでございますが、たばこの煙の中には各種発がん物質をはじめ、多数の有害物質が含まれ、喫煙が生活習慣病の主たる原因のひとつと認められていることから、学校、病院、劇場、百貨店、官公庁施設、飲食店など多数の人が利用する施設を管理する者は、受動喫煙防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならぬとされたところであります。

そこで、これを受けての県の対応であります。対象となった施設のうち、受動喫煙による健康被害が特に心配される病院や社会福祉施設、学校等に対しましては、禁煙、分煙の実態調査や所管部局による指導等を通して、受動喫煙防止の重点指導を行ってまいりたいと考えております。

また、国や県や市町村等の公共施設につきましては、法的責任という立場からも率先して受動喫煙防止に取り組む必要があり、関係機関や市町村等を集めた会議を開催し、周知徹底を図ってまいりたいと存じます。御指摘のように、全国的には公共施設の全面禁煙を打ち出しているところも出てきていることから、今後、それぞれの公的機関において、公共施設の全面禁煙も含めて、積極的に検討していただきたいと考えているところであります。

さらに、その他の民間施設等に対しましても、関係業界団体の

会合等、あらゆる機会をとらえて受動喫煙防止の啓発を行い、喫煙による健康被害の防止に努めてまいりたいと存じます。

本会議第三日（六月九日）

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第九号議案 「三位一体の改革」に関する意見書

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し採決

本発議案は原案のとおり可決

◎ 一般質問（第九十五号から第九十八号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○ 本日の発言通告

一 自由民主党 石原 条

- 1 群馬の教育・人づくりについて
- 2 本県の子どもたちの学力の状況と今後の取り組みについて
- 3 旧石器発掘ねつ造問題について
- 4 統一地方選挙における公職選挙法抵触事案について
- 5 警察の装備、資機材の保管について
- 6 今夏の電力不足について
- 7 平成十四年度の制度融資の利用状況と平成十五年度の対応について

二 フォーラム群馬 大 沢 幸 一

- 1 タテ割り行政からヨコ割り行政化への転換について
- 2 道路行政について
- 3 特別養護老人ホーム入所待機者の解消策について
- 4 県内の公立病院への支援策について

三 自由民主党 長谷川 嘉 一

- 1 地方自治体を巡る行財政に関する現状認識について
- 2 がんセンターについて
- 3 介護保険事業の現状と課題について
- 4 街頭犯罪等総合対策の取り組みについて
- 5 北関東自動車道の経済波及効果について
- 6 全国都市緑化フェアについて

四 自由民主党 狩 野 浩 志

- 1 市町村合併について
- 2 県立女子大学の改革について
- 3 県産農産物の消費拡大と販売戦略について
- 4 死亡牛のBSE検査状況とその後の処理等について
- 5 通称駒寄インター建設促進について

五 自由民主党 松 本 耕 司

- 1 今後の本県のあるべき姿について
- 2 予算説明会について
- 3 家庭教育力の回復について

- 4 学校評価システムについて
- 5 支援費制度への移行について
- 6 「杉百本」家づくり推進事業について
- 7 農業政策の推進について
- 8 東毛広域幹線道路の現状と今後について

松本耕司議員―(略)―

最後でございますが、何度も何度もこの問題は取り上げさせていたideしておりますので、大変恐縮に存じます。度重なる質問で土木部長におかれましては嫌悪感を持つかも知れませんが、お許しを願っております。

東毛広幹道の現状と今後でございますけれども、東毛に生活する私たちにとっては、この問題は言い続けなければならない問題であろうというふうに思っております。前回、私はこの件につきまして強い要望を申し上げました。当時の記憶によると、平成十四年度中に工事中や工事予定箇所、そして、既に供用開始している部分の合計は約八四％であるという報告を受けました。これを、この八四％を遂行するために四十有余年を費やしております。

これを単純計算で割ると、年に二％ずつ進捗したということだろうというふうに思います。残りの一六％は、その計算でいくと、あと八年ぐらいで終わるかなというふうに要望を申し上げます。

本年も当然予算を計上していただいて、積極的なお取り組みをいただいておりますというふうにも思いますが、その結果、進捗率はどのように変わるのか、東毛広幹道の現状とあわせて土木

部長にお伺いをさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

川西 寛土木部長

東毛広域幹線道路の現状と今後についてお答え申し上げます。本道路は、高崎市栄町から板倉町板倉に至ります延長五八・六キロメートルの幹線道路でありますけれども、平成十四年度末の整備状況は、本年三月、伊勢崎市内の区間延長八四八メートルが供用しました結果、一部で供用している区間を含みまして三六・二キロメートルが供用済みでございます。延長比での進捗率は六二％ということになります。

今年度は、大泉邑楽バイパスなど九カ所、延長一五・四キロメートルにおきまして、調査、用地取得、工事を進める予定でございます。このうち、用地取得が進捗してございます太田西部工業団地から一般国道四〇七号線間、延長二・五キロメートルにつきまして、本格的に橋台並びに道路改良工事に着手いたしますとともに、大泉邑楽バイパスのうち現道を拡幅いたします区間、延長一・二キロメートルにつきましては、今年度中の完成を目指して橋梁及び舗装工事を進める予定でございます。

また、その他の事業区間につきましても、円滑に事業を進められるよう必要な測量調査、効率的な用地買収を行う計画でございます。

お尋ねの進捗率の変化についてでございますが、平成十五年度末には邑楽町内の現道部分一・二キロメートルの四車線化が完了する予定でございますことから、この区間の交通状況は大幅な改

善が期待されるものの、延長比の進捗率は残念ながら増減なしの見込みでございます。したがって、今後とも重点投資によりますます効率的な整備に努めますとともに、地域の状況に応じて様々な事業を組み合わせて、早期完成に向け全力を挙げてまいります。

◎議案の委員会付託

第九五号議案から第九八号議案及び承第二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月十日から十三日及び十六日の五日間は、委員審査等のため本会議を休会することに決定

本会議第四日（六月十七日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎追加議案の上程

第九十九号議案 公安委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は公安委員会委員の選任についてであります。現委員の富田昭子氏の任期が六月三十日をもって満了となりますので、その後任者として青木次男氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し採決

第九十九号議案は原案に同意することに決定

◎第九十五号から第九十八号までの各議案及び承第二号並びに各請願を議題とした委員長報告

岡田義弘保健福祉常任委員長、五十嵐清隆環境土木常任委員長、星野 寛農林常任委員長、小野里光敏産業経済常任委員長、山本 龍文教治安常任委員長、亀山豊文総務常任委員長、金子泰造元気な群馬づくり特別委員長、石原 条未来を拓く人づくり特別委員長、関根圀男安全・安心なくらし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○五十嵐清隆環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部関係であります。まず、環境政策関連では、循環型社会の構築に向けて、国のバイオマス総合戦略に対する県の考え方と取り組み状況が質されたのをはじめ、エコタウン事業への県の支援策などについて質疑されました。

また、廃棄物政策関連では、循環型社会を構築するために策定された「群馬県ごみ処理施設適正化計画」の基本的な考え方が質

されたほか、市町村合併に関連して、広域圏の枠組みが変更になった際の県の対応について質疑されました。

次に、消費生活関連では、消費生活センターに寄せられた相談件数や内容、さらに、専門的な相談に対する処理システムの整備について質されたほか、消費者被害の未然防止のための啓発活動の状況について質疑されました。

続いて、土木部関係であります。まず、監理関係では、国の直轄事業負担金の廃止を関東知事会が要望したことに関連して、本県の姿勢が質されたほか、県の進めている公共事業のコスト縮減対策等について、その取組状況や県単価の推移について質疑されました。

また、公共事業の発注に関連して、県内に支店や営業所のある企業の県外への流出防止策について議論されたほか、地域活性化につながる産学官の連携の取り組み状況について質疑されました。

また、都市施設関係では、中心市街地の活性化や高齢化社会の進展に関連し、市街地における道路の安全対策について質されたほか、住民参加型の公園として整備が検討されている多々良沼公園の整備計画について議論されました

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第十号議案 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に關

する意見書

・ 群馬県議会顕彰状授与 高木政夫議長

岩井賢太郎議員（藍綬褒章受章者）

・ 知事感謝状贈呈 小寺弘之知事

岩井賢太郎議員（藍綬褒章受章者）

・ 祝辞 角田 登議員

・ 謝辞 岩井賢太郎議員

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

会議結果

◎ 特定事件の継続審査

一 議案審査の状況

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

知事提出議案六件（うち可決六件）

議員提出議案二件（うち可決二件）

◎ 顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

二 請願の審査状況

・ 式辞 高木政夫議長

請願八件（うち採択一件、不採択一件、継続審査六件）

第二十一項 平成十五年八月臨時会

平成十五年八月臨時会概括表

日	月	日	議案	審議	状況
8	月	1	知事就任の挨拶 議案の送付書及び意見書 の処理結果の朗読 新任者の紹介	選挙・指名 指名 補欠選任	上程議案 第一〇〇号議案
		2		質疑・一般質問・討論	委員報告・議決・その他
		日			会期の決定 知事の提案説明 第一〇〇号議案、可決

本会議第一日（八月十二日）

◎知事就任あいさつ（概要）

○小寺弘之知事

八月臨時県議会の開会にあたり、謹んで知事就任のご挨拶を申し上げます。議員各位をはじめ県民の皆様の今後一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、去る七月六日の知事選挙において、県民の皆様様の御支援いただき、再び知事に就任いたしました。誠に身に余る光栄であり、感謝にたえません。また、同時に、二十一世紀の新しい時代の群馬県政を託されました県民の皆様様の期待に思いをいたすとき、改めて責任の重さに身が引き締まる思いであります。

私は、選挙に際して、ひとつ、雇用を守り、景気を向上に、国の政策とともに強い群馬の経済力をつくる。ひとつ、努力しながらも、弱い立場にある人の味方になる。ひとつ、自然を守る。

ひとつ、農林業を再評価し、食品の安全に取り組み。ひとつ、「子どもを育てるなら群馬県」と言われるような社会環境をつくる。の五項目と、今後十年間を見据えた「群馬の目標」を掲げました。「群馬の目標」については、県民生活の様々な分野の代表例を取り上げ、県の政治について、次代を担う子供たちに語りかけるように、わかりやすく具体的数値をひとつの例示として、将来の将来の方向性を県民に提示したつもりであります。ただ、目標は行政の力だけで達成することはできません。県民のみんなが力を合わせて努力することによって、群馬県がよりよい社会となります。群馬県民の一人ひとりの力の結集を信じ、期待します。

また、現在の厳しい経済財政状況においては、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」、今やるべきことは何か、施策を吟味・選択してやっていかなければならないと考えております。また、行政需要の変化に対応した組織の見直し再編をはじめ、職員の合理的配置など、行財政改革を徹底し、県民に奉仕する精神を持つ

て、県政運営を行ってまいります。

上毛かるたに「つる舞う形の群馬県」「力あわせる二百万」とうたわれるように、二〇〇万県民の力を結集し、群馬県がさらに発展するようにベストを尽くしてまいります。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まして、就任のごあいさついたします。

◎諸般の報告

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

森 喜美男公安委員会委員長（七月二日付）

青木次男公安委員会委員（七月一日付）

◎会議録署名議員の指名

福重隆浩、新井雅博、平田英勝の各議員を指名

◎会期の決定

八月十二日の一日間とすることに決定

◎議案の上程

第百号議案 平成十五年度群馬県一般会計補正予算（第三号）

◎提案説明

○小寺弘之知事

第百号議案は、平成十五年度群馬県一般会計補正予算一件であります。

これは、道路改築工事について、明年度以降に期間が及ぶ委託契約を締結するため、債務負担行為の補正を行おうとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

本議案は原案のとおり可決

会議の結果

議案審査の状況 知事提出議案一件（うち可決一件）

第二十二項 平成十五年九月定例会

平成十五年九月定例会概括表

	9月19日	9月16日	月日
議案提出書の朗読		環境白書の配付 議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書朗読	諸般の報告・紹介 委員派遣要求承認の報告 平成一四年五月定例会から平成一五年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第四号を配付 監査委員の監査報告の配付
機構改革調査研究 特別委員会委員の			選挙・指名 会議録署名議員の指名
議第一〇一号議案	議第一〇一号議案 算認定の件	議第一〇一号議案 承第三号 平成一四年度群馬県公営企業会計決算認定の件	上程議案 議第一〇一号議案 承第三号 平成一四年度群馬県公営企業会計決算認定の件
答弁 谷口病院管理者 高木総務部長 佐	一般質問 金子一郎 川西土木部長 伊藤祐司 高井教育長 寺澤商工労働部長 宮下保健福祉部長 川西土木部長 高井教育長 寺澤商工労働部長 福重隆浩 高井教育長 塩田警察本部長 寺澤商工労働部長 高井教育長 塩田警察本部長 佐藤環境生	一般質問 大澤正明 高井教育長 森公安委員 塩田警察本部長 内山食品安 高木総務部長 佐藤環 寺澤商工労働部長 塚越紀一 塩田警察本部長 高木 佐藤環境生活部長 増田農政 佐藤環境生活部長	質疑・一般質問・討論の 状況 委員報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 請願の委員会付託 休会の議決
議第一〇一号議案は原案のとおり決定		休会の議決	

9月25日	9月24日
<p>機構改革調査研究特別委員 会正副委員長互選結果 報告</p>	
	<p>選任</p>
<p>第一〇一号議案 第一二〇号議案 承第三号 平成一四年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	<p>第一二〇号議案 承第三号 平成一四年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>
<p>一般質問 金子泰造 答弁 高井教育長 高木総務部長 宮下保 健福祉部長 寺澤商工労働部長 一般質問 岩井均 答弁 小寺知事 高井教育長 塩田警察本 部長 大塚特別政策本部部长 佐藤環境 生活部長 一般質問 山本龍 答弁 小寺知事 高井教育長 大塚特別政 策本部部长 佐藤環境生活部長 増田農 政部長 一般質問 須藤昭男 答弁 小寺知事 高井教育長 宮下保健福 部長 川西土木部長 一般質問 原富夫 答弁 谷口病院管理者 高木総務部長 宮 下保健福祉部長 川西土木部長</p>	<p>藤環境生活部長 増田農政部長 浅川林 務部長 一般質問 桑原功 答弁 小寺知事 塩田警察本部長 高木総 務部長 宮下保健福祉部長 佐藤環境生 活部長 寺澤商工労働部長 川西土木部 長 一般質問 五十嵐清隆 答弁 高井教育長 塩田警察本部長 宮下 保健福祉部長 増田農政部長 川西土木 部長 一般質問 織田沢俊幸 答弁 小寺知事 高木総務部長 宮下保健 福祉部長 佐藤環境生活部長 川西土木 部長 一般質問 新井雅博 答弁 高井教育長 宮下保健福祉部長 増 田農政部長 浅川林務部長</p>
<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>	

10月7日	
人事委員会勧告の配付 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読	
第一〇一号議案 第一二〇号議案 承第三号 請願 議第一二号議案 一六号議案 第一二一号議案 第一二四号議案 平成一四年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件（追 加）	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論
委員派遣要求承認の報告 平成十四年五月定例会から平成十五年二月定例会までの間に 採択された請願の処理経過及び結果報告書第四号を配付 監査委員の監査報告の配付 知事から議長あてに提出された平成十五年版環境白書の配付 議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書を職員が朗読	委員長報告 第一〇一号議案、第一二〇号議 案及び承第三号並びに各請願は 委員長報告のとおり可決、承認 及び決定 議第一二号議案、議第一六号議 案、可決 知事の提案説明 第一二一号議案、原案に同意し ないことに決定 知事の議案取り下げ申し出は許 可しないことに決定 議長が発言のうち一部の取り消 しを許可することを決定 第一二二号議案、第一二四号議 案、原案に同意 決算認定の特別委員会付託 特定事件の継続審査

本会議第一日（九月十六日）

中島 篤、桑原 功、金子浩隆の各議員を指名

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

平成十四年五月定例会から平成十五年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第四号を配付

監査委員の監査報告の配付

知事から議長あてに提出された平成十五年版環境白書の配付
議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書を職員が朗読

◎会期の決定

会期は九月十六日から十月七日までの二十二日間とすることに決定

◎議案の上程

第百一号議案 平成十五年度群馬県一般会計補正予算（第四号）
第百二号議案 平成十五年度群馬県小規模企業者等設備導入

◎会議録署名議員の指名

資金助成費特別会計補正予算（第一号）

- 第百三十三号議案 平成十五年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第一号）
- 第百四十四号議案 平成十五年度群馬県病院事業会計補正予算（第一号）
- 第百五十五号議案 平成十五年度群馬県電気事業会計補正予算（第一号）
- 第百六十六号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第百七十七号議案 群馬県県税条例の一部を改正する条例
- 第百八十八号議案 群馬県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例
- 第百九十九号議案 群馬県と畜場法施行条例の一部を改正する条例
- 第百十号議案 群馬県の生活環境を保全する条例の一部を改正する条例
- 第百一十一号議案 群馬県肥料取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第百一十二号議案 群馬県飼料検定条例の一部を改正する条例
- 第百一十三号議案 群馬県道路占用手数料条例の一部を改正する条例
- 第百一十四号議案 群馬県租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第百一十五号議案 利根郡利根村と利根郡昭和村との境界変更について
- 第百一十六号議案 請負契約の締結について

- 第百一十七号議案 請負契約の締結について
- 第百一十八号議案 請負契約の締結について
- 第百一十九号議案 工事委託契約の締結について
- 第百二十号議案 不動産の取得について
- 第三号 専決処分承認について
- 平成十四年度群馬県公営企業会計決算の認定について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係五件、事件議案十六件、決算認定一件、合計二十二件であります。

今回の九月補正予算では、一、制度融資や食品の安全など、緊急に対応が必要な事項について予算措置を行う。二、県債の増発は行わず、財政の健全化を図る。三、既定経費の見直しにより経費の節減を図り、より緊急度の高い事業に振替えて機動的な予算執行を図る。四、「安全環境型」の当初予算をより効率的・効果的に執行することに全力をあげる。この四つを基本方針として補正予算を編成いたしました。

今回の補正予算案の総額は五十五億二千五百四十九万円となり、現計予算と合算いたしますと八千五十八億三千五百三十六万円となります。この財源としては、繰越金、諸収入などを計上しております。債務負担行為補正は追加三件、変更二件で、それぞれ来年度以降に期間が及ぶ契約の締結などを行おうとするものであります。

このほか、特別会計については、小規模企業者等設備導入資金

助成費会計ほか一件について、企業会計については病院事業会計ほか一会計について、それぞれ所要の補正を行うことといたしました。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。第六号議案は、構造改革特別区域計画実施に当たり、太田市に学校教育法及び私立学校法に基づく認可事務を移譲しようとするものであり、第七号議案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うとするものであります。

このほか、平成十四年度群馬県病院事業会計ほか六会計の決算を提出いたしましたので、その認定をお願いするものであります。

◎請願の委員会付託

九月九日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

九月十七日及び十八日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（九月十九日）

◎一般質問（第一号から第二百二十号までの各議案及び承第三号並びに平成十四年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 大澤 正明

1 平成十五年九月補正予算について

2 愛県債について

3 食品安全対策について

4 太田外国語教育特区に対する権限移譲について

5 中央中等教育学校について

6 デイゼル車排ガス規制について

7 平成十五年度の制度融資の利用状況と今後の対応について

8 警察官の増員について

9 警察署協議会の活動状況と活性化について

10 市町村合併について

二 フォーラム群馬 塚 越 紀 一

1 地下水汚染の現状と対応について

2 利根川の水質について

3 工場の安全総点検と消防・防災体制の強化について

4 一般廃棄物の減量化について

5 農業問題について

6 教育問題について

7 警察行政について

三 公明党 福重 隆 浩

1 小寺ヴェイジョンについて

2 公共事業の入札制度改革について

- 3 中小企業に対する研究開発支援について
- 4 色覚バリアフリー対策について
- 5 女性専用医療について
- 6 子育て支援の具体策について

四 日本共産党県議団 伊藤 祐 司

- 1 市町村合併について
- 2 ハンセン病問題での県の取り組みについて
- 3 倉渕ダム問題について
- 4 中央中等教育学校について
- 5 ヤミ金対策について

伊藤祐司議員―(略)―

次に、倉渕ダム問題についてお聞きします。

六月議会の一般質問で、私は、県がイヌワシの繁殖はなかったとして再開した林道工事を、イヌワシを追い払うような行為だと強く批判しました。その後、野鳥の会からイヌワシ調査継続の申し入れがあり、県は再度工事を中止しました。しかし、八月に入り、県は猛禽類検討委員会の了承を得たとして、再々工事を再開しています。現在行われている工事について、河川課は、「必要最低限の防災工事だ」と言っていますが、この中には、常識的に言って防災工事とはとても言えない橋脚の基礎工事や一部本体工事も含まれ、事実上、ダム建設に向けた工事そのものという内容になっていきます。

倉渕村の現地では、原石山工事用道路や土捨て場とあわせて、

パワーショベル十三台、ダンプ十七台、クレーン三台など、四十台の大型建設機械が騒音を響かせながら動き回り、ダイナマイトの発破作業を含む工事が進められています。こうした県のやり方に対して「全く説明責任を果たしていない、こうしたやり方を積み上げて、なし崩しにダム工事に取りかかろうとしているのではないか」、そうした危惧を市民が抱いたとしても当然であります。

「防災のための必要最低限の工事」と言うのなら、例えばP1と呼ばれる橋脚の工事などは、穴を掘っただけだったんですから、埋め戻すというのが常識的な必要最低限の防災工事ではありませんか。ところが、岩盤にダイナマイトで穴をあけて基礎をつくり、橋脚を地盤の高さまではつくるという林道工事推進そのものがあります。検討委員会がオーケーしたと言いますが、河川課が自ら人選してつくった、見方によっては「お手盛り」とも言えるような委員会の了承です。しかも、河川課は、委員一人一人を個別的に現地に連れて行って説明し、納得してもらったというのですから、こうした委員会の了承を果たして大多数の県民が納得するでしょうか。

八月九日に河川課と市民団体が共催で開いた公開討論会は、倉渕ダムそのものの必要のなさをますます浮き彫りにしました。当日は、台風の接近で荒れ模様の天気の中を、会場いっぱいの人を超える県民が参加し、立ち見も出る状況で、関心の高さを反映しました。討論テーマは「倉渕ダムによる治水」でしたが、ダムは必要ないとする市民側の様々なデータに裏づけられた主張に圧倒的な説得力があり、県の主張の根拠のなさをさらけ出す結果となりました。

ここに、討論会について報道した高崎市民新聞の論評記事がありますが、表題は「論拠失っても建設の一点張り」。記事では、「県は、何の資料やデータも示せず、醜態をさらす結果となったが、もし、県が、説明責任を果たしたとして、建設への一里塚としたら、断じて許すことはできない」、こう指摘しています。この討論会の継続を主張し、知事や県議に「私人の立場でぜひ参加し勉強してほしい」とまで訴えています。

そこで知事に伺いますが、このように、河川課は、県民への説明責任を果たせない一方で、ダム建設に向けた工事は次々と推進しているのが実情です。知事は、六月議会の私の質問に答えて、「私はダムありきというような姿勢では決してありません。治山治水上必要があるかどうかということを実際に検討しながら事を進めている」と述べられました。また、説明責任についても、「一方的な説明ではなくて、大多数の人たちの納得を得て、コンセンサスを得てやるのが説明責任だ」と答弁されました。ならば、河川課が全く説明責任を果たせないでいる現状から見て、ダムが必要だというのなら、知事自身が知事の言葉でその必要性を県民に説得力のある論拠をもって語るべきではありませんか。あるいは、市民側の言い分に説得力を感じるのであれば、ダム建設とこれに向けた工事を中止すべきではありませんか。少なくとも、工事をいったん凍結し、倉渕ダム建設事業について、県民から「お手盛」ととられることのない第三者機関に再検討・再評価を依頼すべきではないかと思いますが、知事の考えをお聞かせください。――(略)――

小寺弘之知事

次に、倉渕ダムのことについてであります。

ダムは治水と利水の目的を持って建設されるものでありますが、近年の国内外の災害を見るまでもなく、両目的とも県民が安全で快適な経済社会活動を営む上で基本となるものであります。一方、ダムは巨大な構築物でありまして、自然環境に与える影響が大きいことから、子々孫々のために役立つかどうかという点も十分考慮した上で判断すべきものであると考えております。この点から、一方的な説明ではなくて、大多数の人たちのコンセンサスを得ることが説明責任だと考えておりまして、従来から事業を担当する土木部にも説明責任を十分に果たすよう言っております。そして、今後もその方針に変わりはありません。

次に、現在、イヌワシ等猛禽類の専門家で構成する調査検討委員会での現地の調査や個々の工事について検討していただき、来年五月まで猛禽類の調査を継続するとともに、防災面などから早急に実施することが必要で、生態に支障がないと判断された工事についてののみ、細心の注意を払って、非繁殖期である十月中旬までに限って実施していると聞いておりまして、新たな工事には着手していきなと聞いております。また、十月下旬から来年五月までのすべての工事を中止する予定であります。

今後については、本来の治水、利水をどうすべきか、また、環境への影響などについて多くの人の意見を聞くとともに、事業の緊急度、また、財政状況などを総合的に勘案して判断していきたいと考えております。

また、提案の第三者機関に再検討・再評価を依頼するのむひと

つの方法であります。他県の例を見ましても、検討委員会の答申は、幾つもの事例でダム建設が必要であるという意見と、ダム建設は不必要であるという意見が対立して、なかなか結論に至らず、両論併記となることも多いというふうに聞いております。なかなかこういうことについては難しいことでありまして、また、自然というものは人間が推しはかることのできないような、いろいろなものがあります。したがって、専門家の間でもいろいろ主張があり、議論が分かれているというのも実情であると思えます。倉渕ダムについては、専門家はもとより、県民の意見をよく聞き、行政の責任者として主体性を持って判断していかねばならないと考えております。

◎休会の議決

九月二十二日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第三日（九月二十四日）

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十一号議案 特別委員会の設置について

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

◎機構改革調査研究特別委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎一般質問（第百一号から第百二十号までの各議案及び承第三号並びに平成十四年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子 一郎

1 群馬県の防災体制について

2 新里村産業廃棄物安定型モデル研究事業について

3 畜産環境対策について

4 松くい虫被害の状況と防除対策について

5 小児医療センター新病棟建設について

二 フォーラム群馬 桑原 功

1 市町村合併と県の役割について

2 公共サービスの委託について

3 児童虐待に対する具体的対応策について

4 ISO14001認証取得について

5 ヤミ金融対策について

6 県営住宅管理について

7 地方独立行政法人について

三 自由民主党 五十嵐 清 隆

1 低温と日照不足による農作物への影響と対策について

- 2 高齢者虐待防止への取り組みについて
- 3 本県の中・高校生の問題行動とその対応について
- 4 今年上半期の本県の刑法犯の発生状況等について
- 5 地元問題について

四 自由民主党 織田沢 俊 幸

- 1 知事の公約について
- 2 県民の文化活動への支援について
- 3 人にやさしい福祉のまちづくりの推進について
- 4 特別養護老人ホームの入所待機者問題について
- 5 野生動物による農林業被害の防止対策について
- 6 地元問題について

五 自由民主党 新 井 雅 博

- 1 安全な肉骨粉の供給体制整備について
- 2 緑の少年団全国大会の本県での開催について
- 3 乳幼児福祉医療費補助金の対象年齢引き上げについて
- 4 高校再編整備について

金子一郎議員 ― (略) ―

四 点目につきまして、松くい虫被害の状況と防除対策についてお伺いいたします。

私ども身近にある松林は、水を育み、国土や環境を保全するだけでなく、美しい郷土の景観を形成する上で誠に重要な役割を果たしております。古来から人々の生活や文化と大きなかわり合

いを持ってきました。県内では、私の地元の赤城山南麓の広大な松林を初め、前橋の敷島公園や太田の金山の松など、多くの地域で大切に育てられ、なおかつ親しまれております。特に本県のクロマツは、昭和四十一年には県の木として指定されています。

しかしながら、県内の松は松くい虫により枯れてしまう被害が二十年も前から発生しており、今なお車窓から緑の中に赤く枯れ上がった松を見かけることがあります。このような状況が続けば、県内の松林は将来なくなってしまうのではないかと心配しているところであります。

そこで、本県におけるこれまでの松くい食い虫被害量の推移と現状、現在実施している被害防除対策について、林務部長にお伺いします。― (略) ―

浅川高明林務部長

松くい虫被害の状況と防除対策についての御質問にお答えいたします。

本県の民有林における松林の面積は約一万三五〇〇ヘクタールで、民有林総面積の約六%を占めています。山の尾根筋から平坦の里山まで、県内全域にわたって広く分布しております。特に、御指摘のとおり、金子議員の地元でございます赤城山周辺に植栽されました約三五〇〇ヘクタールに及ぶ広大なクロマツ林は、内陸部では非常に珍しく、災害の防止、水資源の涵養など、重要な役割を果たし、県民にも広く親しまれております。

そこで、本県の松くい虫被害の推移と現状についてであります。昭和五十三年に県南東部の館林市ほか十三市町村で初めて確

認され、昭和六十二年にはピークに達しております。その時点の被害状況でございますが、被害区域は利根、吾妻の一部を除く県下五十二市町村に広がり、その被害量は、標準的な日本家屋で使用する木材に換算いたしました六百三十棟分を賄える約一万九千方メートルまで及びました。その後、被害額は徐々に減少し、平成十年にはピーク時の二分の一となりましたが、平成十一年度からは再び増加に転じ、昨年度はピーク時の三分の二程度の被害量となっております。

このような状況は全国的にも同様な傾向でございます。現在、北海道、青森県を除く日本列島全域に広がっており、各県とも被害終息に向けて賢明に取り組んでおりますが、被害が毎年の気象条件に左右され、また、広範囲かつ点的に発生していることから、被害木の全量駆除は困難をきわめている状況にあります。次に、現在実施している防除対策であります。森林病害虫等防除法に基づき、保安林などの公益的機能の高い森林と特に保全を必要としている森林を「守るべき松林」として指定いたしました。この松林の保全に重点を置いて実施しているところであります。

具体的には、被害の蔓延を防止するため、松を枯らす直接の原因であるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリを燻蒸剤で駆除する立木伐倒駆除と、薬剤の地上散布や樹幹注入により枯損を未然に防ぐ予防対策など、環境に配慮しながら実施しております。

これらの対策を通じて、赤城山南麓にある赤城神社の松並木や前橋市の敷島公園、館林市の多々良沼周辺松林を初めとする東毛

地区の平地林など、県内各地の貴重な松林が健全に維持されているところであります。地域の大切な松を松くい虫被害から守るためには、地域が一体となって防除対策を進める必要があります。松林の所有者を初め地域住民の理解が不可欠であります。

今後とも、県といたしましては、地域住民の協力を得ながら、これら対策の実施主体である市町村と緊密な連携をとり、貴重な「守るべき松林」の保護に努めてまいりたいと考えております。

織田 俊幸議員 ― (略) ―

次に、野生動物による農林業被害の防止対策について伺います。近年、県内におきましても中山間地を中心に、イノシシ、シカ、サル、クマ、ハクビシン等野生動物による農林業被害が広がっており、被害額も相当大きいものと思われまます。農産物はあらゆる種類が被害の対象となっており、森林や林産物もその被害を受けております。林業経営者や農業経営者の皆さんはもとより、関係する市町村におきましても防除対策には大変なご苦労をされております。

被害が広がった主な原因としては、広葉樹の減少や枝打ち、間伐の停滞による山林の荒廃で山の食物が減り、野生動物が食物を求めて農地に進出してきたことに加えて、山間地の農業者の減少によって耕作放棄地が増え、野生動物の侵入を防ぎづらくしているというのが専門家の意見のようであります。イノシシやシカの被害は多くの地域に及んでおり、私の地元でもイノシシよけとしてトタンや防除ネット、最近では電柵で囲われている田畑がかなり見受けられます。しかし、囲えば違う田畑が被害を受け、中に

は困うのを遠慮している人もいると聞いています。また、ニホンザルについては、多額の費用をかければ別ですが、なかなか防除対策がないようです。

先月でしたが、甘楽富岡地域のある農業者団体の主催による「鳥獣害対策」の講演会に出席をいたしました。これは県の支援によって行われている調査事業であります。下仁田町及び妙義町に生息するニホンザルについての中間報告でした。調査を委託された日本獣医畜産大学の先生によりますと、野生で餌付けされていないサルは七歳くらいから二年に一度出産し、妊娠率も五十%くらいで、赤ん坊もよく死ぬのでほとんど増えない。ところが、同地区のサルは四歳くらいから毎年出産し、妊娠率も七十%から八十%で、赤ん坊も余り死なないので、どんどん増えている状況だそうです。これは人間のつくったものを食べていることが原因と考えられております。

野生動物の保護は当然であります。心配しますのは、このままでは耕作をあきらめる農業者が増え、当然として荒廃地が増えていき、野生動物の侵入する区域がさらに広がり、被害も一層拡大する懸念があります。現状は、まさにその瀬戸際ではないかと思っております。

そこで環境生活部長にお尋ねします。

まず、県内の野生動物による被害額はどのくらいか。また、過去に比して増えているのか、減っているのか。

二点目は、現状の被害対策及び今後の取り組みについてをあらせて伺います。――(略)――

佐藤恭一 環境生活部長

野生動物による農林業被害の防止対策に関する御質問にお答え申し上げます。

野生動物、特に獣の類による農林業被害額は、平成十四年度において四億六千九百万円でございます。この金額は、平成十三年度に比べまして三十八・五%の増加となっております。このうち、農業の関係の被害額が一億三千三百万円、前年比一〇%減、林業に関する被害額は三億三千六百万円、前年度比七六・二%の増となっております。これを動物の種類ごとに見ますと、シカが最も被害が大きく二億六千万円、次いでイノシシの七千七百万円、クマの二千五百万円、サルの千八百万円となっております。特にシカの被害の多くは、スギ、ヒノキ等の苗木の食害及び樹木の皮はぎによる林業被害でございます。合計二億三千八百万円に上っております。十四年度の被害総額及び林業被害額が大幅に増加したのは、このシカによる食害の拡大、利根郡の東部と赤城山麓にございます勢多郡の一部、それから、桐生大間々地域における林業被害が急速に拡大したためによりなようなことになりました。

農林業被害が過去と比較してどのように変化しているのかというお尋ねでございますけれども、被害は平成八年度ごろから急激に増加しました。この間、平成十一年度の四億八千八百万円がとりあえずピークでございます。年度ごとにかんがりの変動がございます。その中では、四億円前後の被害がほぼこのところ続いております。ともに相対的に減少する。そういう傾向が生じている一方で、シ

カの頭数の増加により、林業被害額が総体的に増えている傾向にございまして、いずれにしましても、農家や林業家にとって、御指摘のとおり大変深刻な問題となっております。

次に、現状の対策及び今後の方針でございますけれども、県としては、シカ、ツキノワグマ、サルの三つの獣類につきまして、それぞれ「保護管理計画」を策定しております。また、イノシシにつきましては「個体数調整計画」をつくりまして、市町村が実施する防護柵や電気柵の設置、忌避剤の散布などによる防除対策を支援するとともに、特に個体数が増加していますイノシシとシカにつきましては、狩猟と有害駆除による個体数調整を強力に進めているところでございます。野生鳥獣による農林業被害の防止対策は、相手が野生動物でございますので常に不安定な要因が大きく、常に生息実態を正確に把握して対策の効果を確かめながら進めていくことが何よりも大事だと考えております。

今後とも、地元の市町村、猟友会を初めとします関係機関・団体等との関係を密にし、総合的な被害防止対策を積極的に講じてまいりたいと考えております。

本会議第四日（九月二十五日）

◎諸般の報告

機構改革調査研究特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第一百一号から第二百二十号までの各議案及び承第三号

並びに平成十四年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子 泰造

- 1 市町村合併推進に向けての留意点について
- 2 本県景気対策の現状について
- 3 青少年健全育成に関わる施策について
- 4 優秀な教員の採用について

二 自由民主党 岩井 均

- 1 肥料の大量搬入問題について
- 2 旧官営富岡製糸場の世界遺産登録に向けた取組について
- 3 街頭防犯カメラの設置について
- 4 学校図書館図書標準の達成状況について
- 5 クマの保護管理対策について

三 自由民主党 山本 龍

- 1 行政機構改革について
- 2 県立高校再編整備について
- 3 県発注事業における障害者雇用確保プロジェクトについて
- 4 旧官営富岡製糸場の世界遺産登録プロジェクトについて
- 5 特別栽培コンニャク芋の優位性について
- 6 地元問題について

四 自由民主党 須藤 昭男

- 1 新たな少子化対策について
 - 2 教育問題について
 - 3 動物ふれあい教室について
 - 4 都市計画区域マスタープランについて
 - 5 地元問題について
- 五 自由民主党 原 富 夫
- 1 県立病院の今後のあり方及び構想について
 - 2 重症急性呼吸器症候群（SARS）対策について
 - 3 地域の公的病院のあり方について
 - 4 道路の舗装補修について
 - 5 「全国都市緑化フェア」の開催について
 - 6 日本におけるトルコ年記念事業について

須藤昭男議員―（略）―

まず、初めに、小寺県政の最重要課題でもあり、私も毎回この壇上で質問をしております少子化対策についてお伺いいたします。

知事は、十二年前の知事就任時から「子どもを育てるなら群馬県」を県政のキャッチフレーズに掲げ、三期十二年、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでこられました。平成十二年十二月には、知事は天皇陛下に対しまして地方自治を御説明の中で「子どもを育てるなら群馬県」という県政の目標を説明しておられます。この中で知事は、「『子どもを育てるなら群馬県』とは、単に子育て支援を行うだけでなく、子どもを育てる

のに適した環境はすべての人に住みやすい環境であるとの考えのもとに、群馬県を自然豊かで元気な県にしようという総合的な取り組みが大切である」と御説明されています。しかしながら、多くの県民は「子どもを育てるなら群馬県」と聞きますと、子育て支援策を連想し、小児医療センターの整備や乳幼児医療費の無料化、保育料の減免、学童保育所の整備等々の施策の充実が中心であると思っております。

群馬県では、他県と比較しても積極的に早期に様々な施策を展開しているところですが、昨年の本県における出生数は一万八七六三人と、前年に比べ二六一人減少して、最低を更新しております。合計特殊出生率も全国の一・三二はやや上回るものの、一・四一と過去最低を記録しております。少子化に歯止めがかからず、現在に至っております。

今年六月、知事は選挙の際に、小寺ビジョンとして、現在の群馬県の人口二〇三万に対して一〇年後の目標を二一〇万にする設定をされましたが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、群馬県の人口は十年度には何と二〇〇万人を切ると予想をされております。知事の目標に対して一〇万人の人口減ということになります。

人口の減少、そして少子化社会は、社会全体の活力が失われるということになります。これらのことに対して、知事が、今まで「子どもを育てるなら群馬県」として取り組んできた諸事業の成果をどのように捉え、一〇年後の人口二一〇万人という知事の目標設定に対して、今後、新たな少子化対策についてどのように取り組んでいこうと考えているか、知事の決意をお伺いいたします。

小寺弘之知事

「子どもを育てるなら群馬県」と申しますのは、いわば県政の夢でございまして、狭い意味での子育て支援策ももちろん含むわけでありませけれども、将来、この群馬県をしょって立つのは、私たちよりも後の世代の今の子どもが群馬県をしょって立つわけでありませから、そういう子どもたちがしっかりと育つような、そういう風土をつくっていかうとあります。

それと、私たちの政治というのは、現在のこの世の中をよくする、私たちが生きているこの世の中をよくしていくというのほもちろんのことでありませけれども、もう少し先のこと、つまり、子々孫々のことも考えて、それを標準として設定することによって将来展望が開けてくるのではないか、そういう少しゆとりを持った未来志向という意味で「子どもを育てるなら群馬県」というスローガンを打ち出しているところでありませ。そして、将来発展する群馬県にあつては、毎日毎日のせっぱ詰まったことも大事でありますけれども、それだけではなくて、もう少し広々とした将来展望を持つていくべきだと、こういう意味でもあります。

少子化の問題についてでありますけれども、御指摘のとおり、全国的にも群馬県においても、さらには世界の先進諸国においても少子化が進んでおりましたし、また、その先進諸国の中でも、政策的な取り組みによってその少子化がまた子どもが生まれるようになったり、そういう変化もありますので、そういったことをいろいろ検証しながら、社会全体の活力の低下がないよう努めて

いきたいものだと思っております。

少子化の理由としては、子育てに対する経済的・心理的な負担の大きさや仕事と子育ての両立の難しさ、さらには若い人の結婚や子どもを持つことに対する意識の変化など、様々な要因があると言われておりますが、これを解決する決め手となる施策はなかなか見出しにくいという状況にもあります。現在までの施策としては、子どもを産み、育てやすい環境づくりを中心に進めてきておりますが、このたび次世代育成支援対策推進法などの法整備も行われて、国・県・市町村企業等が一体となって、より力を入れて少子化対策に取り組むことになったところであります。

こういう中で、群馬県でも一生涯命施策を進めているところでもあります。例えば、全国で初めて三歳未満児の保育料を三歳児と同程度まで軽減したほか、国にはない群馬県独自の基準でミニ・ファミリー・サポート・センターの設置や学童保育の拡充など、子育て支援策を積極的に推進してきたところであります。

そして、子育て支援策とすれば、何よりも経済対策というものも大事なことでありまして、雇用の基準がどうなっているか。群馬県は幸いにして〇・九二と今全国で第一位の雇用水準にありますけれども、さらにこれを一以上にして雇用を確保していく、そして、企業の力も強めていって、強い群馬の経済力をつくつていく、そういう経済環境もつくつていかなければならないと思っております。

それから、人口の目標として、私が一〇年後二一〇万人と掲げたけれども、これは二〇〇万人を割るといふ説もありますといふことでありますが、確かに将来どうなるかわかりませんが、私が

二一〇万人というふうに申しましたのは、ひとつは自然増、つまり、人間が死んだり生まれたりするわけですけれども、その自然増と、それから社会増、群馬県よそから群馬県に入ってくる人口、これが社会増であります。自然増・社会増を含めて私は二一〇万ということを考えております。つまり、今よりも若干増えるであろう、また、そういうふうにしななければならないと思いません。

ひとつには、東京の一極集中ということが今言われていますけれども、しばらくするならば、私は農山村への回帰というようなこともあると思っております。そのときに、そのために今群馬県というものをどう整えておくかということが大事ではないかと思っております。

いろいろなことを考えて二一〇万人になるであろう、また、むしろそうしたいという目標でありまして、そのために群馬県、そして各市町村がどういうことを今なすべきかということが大事なのではないかと私は思っております。

◎議案の委員会付託

第一百一号議案から第二百十号議案及び承第三号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十四年度群馬県公営企業会計決算認定の件については決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

九月二十六日、二十九日から十月三日及び六日は、委員会審

査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十月七日）

◎諸般の報告

群馬県人事委員会委員長から議長あてに提出された、職員の給与等に関する報告及び勧告を配付

◎第一百一号から第二百十号までの各議案及び承第三号及び並びに各請願を議題とした委員長報告

岡田義弘保健福祉常任委員長、五十嵐清隆環境土木常任委員長、星野 寛農林常任委員長、小野里光敏産業経済常任委員長、山本 龍文治安常任委員長、亀山豊文総務常任委員長、金子泰造元気な群馬づくり特別委員長、石原 条未来を拓く人づくり特別委員長、関根圀男安全・安心なくらし特別委員長、中沢丈一機構改革調査研究特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

◎岡田義弘保健福祉常任委員長（概要）

最初に、保健福祉部関係であります。まず、これからを担う子どもたちのための施策に関連して、次世代育成支援対策推進法の施行に伴う行動計画の策定等について、本県の取り組み状況が質されたのを初め、児童福祉の実質的な担い手となる市町村への財政的支援の状況が質疑されました。

また、幼稚園と保育園の一元化も含め、次世代育成支援対策の中で、福祉と教育が一体的な取り組みを行うことの必要性について質疑されるとともに、少子化対策を念頭に置いた県の機構改革にも取り組んでいく必要性が論議されました。

次に、障害者福祉関連では、まず、県の障害者計画における数値目標に対する進捗状況について質疑されたのを初め、知的障害者に関する施策について、支援費制度が導入された後の状況や養護学校卒業生の進路について質疑されたほか、障害者の雇用拡大を積極的に図ってほしい旨の意見要望がありました。次に、精神障害者の移送体制関係では、平成十二年度に開催した精神障害者の移送に関する検討会での協議内容や、今回試行に至った経緯等について活発に議論されたほか、県立精神医療センター等での応急入院制度を活用する方法がとれないか質疑されました。

次に、病院局関係では、がんセンター新病院建設の入札が不調になった主な理由や今後の対応策について質疑されたほか、「日本一の県立病院」という言葉に含まれる具体的な意味合いが質され、県が目指している病院像について論議されました。

○星野 寛農林常任委員長（概要）

最初に、農政部関係であります。まず、地産地消の観点から、食農教育モデル校の状況が質されました。

学校給食に関しては、「地場産農作物利用促進協議会」の設置状況や米粉パン導入促進について活発に質疑されました。

次に、BSE最終報告書に関する状況、WTO農業交渉が進む中での群馬県農業の展開方針について活発に質疑されました。

さらに、バイオマス活用促進に関する県全体の取り組み、農政部における耕畜連携の現状について質疑されるとともに、畜産環境総合対策の進捗状況について論議されました。

続いて、林務部関係であります。初めに、今年の台風や集中豪雨による山地災害の発生と復旧の状況、山地防災対策について質疑されるとともに、「第六次群馬県総合緑化基本計画」策定の進捗状況について質されました。

次に、都市化の進展により減少が進んでいる平地林の保全と活用について質されるとともに、平坦地の緑化推進と平地林の管理指導の充実を図るよう要望がありました。また、森林組合との連携による森林整備地域活動支援交付金制度の活用状況や、「間伐・作業道緊急三カ年計画」のもと、鋭意進めている間伐対策について質されました。

○関根 剛安安全・安心なくらし特別委員長（概要）

初めに、地震等の災害や大規模停電等が国内外で発生している中で、災害に対する県の部局間の連携の重要性について論議されるとともに、県の対応、取り組みについて質疑されました。

さらに、組織再編の検討に当たり、災害が発生した際、十分に対応できる危機管理体制の必要性について論議されました。

次に、精神障害者の移送問題に関連して、十月一日から実施された新体制の内容、旧体制との相違点、新体制に移行した背景・理由、ガイドラインの運用状況を初め、新体制の移行に伴い問題が起きた根本的な要因、今後の解決策について活発に論議が交わされました。なお、県民の不安を解消することが行政の責務であ

ることから、早急にこの問題を解決願いたい旨の要望が多数の委員からありました。また、特別養護老人ホームの入所待機者に関連して、昨年の調査に比べて今年大幅に増加した要因について質されるとともに、ケアハウス、グループホームなど特別養護老人ホーム以外の施設の設置目的に合わせた活用方法や待機者解消のための県の取り組みについても論議されました。

その他、駅周辺の放置自転車の実態や県の対応、駐輪場の整備の取り組みについて質疑されるとともに、市町村境の集落における下水道整備の状況、携帯電話の利用不能地区の解消等、各般にわたって活発に論議が交わされました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十二号議案 前橋地方事務局安中出張所の廃止統合計画の見直しを求める意見書

議第十三号議案 医薬品の一般小売店における販売に反対する意見書

議第十四号議案 年金給付額の据え置き等に関する意見書

議第十五号議案 地方競馬の振興に関する意見書

議第十六号議案 警察官の増員に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決
各発議案は原案のとおり可決

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第二百一十一号議案 副知事の選任について

第二百二十二号議案 出納長の選任について

第二百二十三号議案 教育委員会委員の選任について

第二百二十四号議案 公害審査会委員の選任について

平成十四年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

追加提出議案は、副知事の選任、教育委員会委員の選任、公害審査会委員の選任及び決算の認定についてであります。

まず、「副知事の選任について」は高山 昇氏の任期が十月十二日をもって満了となりますので、後藤 新氏を選任しようとするものであります。「出納長の選任について」は副知事の選任と関連し、後藤氏が副知事に任命された場合、出納長が空席となりますので、出納長の後任には、野口尚士氏を選任しようとするものであります。また、「教育委員会委員の選任について」は現委

員の堂前昭広氏の任期が十月十四日に満了となりますので、その後任者として桑原保光氏を選任しようとするものであり、「公害審査会委員の選任について」は現委員の池田昭男氏ほか十四名の任期が十月三十一日をもって満了となりますので、その後任者として池田昭男氏ほか十四名を選任しようとするものであります。

次に、決算の認定については、平成十四年度の一般会計及び十一の特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

◎ 第二百一十一号議案、第二百二十二号議案、第二百二十三号議案及び第二百二十四号議案については委員会付託を省略することに決定

◎ 採決

第二百一十一号議案は原案に同意しないことに決定

◎ 議案の取り下げ申し出の説明

○ 小寺弘之知事

本日、追加提出いたしました第二百二十二号議案、出納長の選任については、副知事の選任の議案と関連しているものであり、この議案の採決の結果、同意をお願いする必要がなくなりましたので、よろしくお取り扱いのほどお願いいたします。

◎ 採決

議案の取り下げは許可しないことに決定

◎ 発言の取り消し

高木政夫議長の申し出に基づき、発言のうち一部の取り消しを許可することを決定

◎ 採決

第二百二十二号から第二百二十四号までの各議案は原案に同意することに決定

◎ 議案の委員会付託

平成十四年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件として付託することに決定

◎ 特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十七件（うち可決二十四件、否決一件、

継続審査二件）

議員提出議案六件（うち可決六件）

二 請願の審査状況

請願二十七件（うち採択九件、一部採択一件、不採択一件、

継続審査十六件）

1 2 月 1 5 日	1 2 月 4 日
<p>追加議案の送付書朗読 議長退職願朗読 議長退任の挨拶 新議長就任の挨拶 議長就任に伴う委員辞任 報告</p>	
<p>群馬県選挙管理委員、同補充員の選挙、同補充員の選挙 議長退任の選挙 常任委員会委員及び特別委員会委員の選任</p>	
<p>第一二五号議案 第一三四号議案 第一三六号議案 第一四六号議案 第一四八号議案 第一五一号議案 請願 第一五三号議案 (追加)</p>	<p>第一二五号議案 第一三四号議案 第一三六号議案 第一四六号議案 第一四八号議案 第一五一号議案</p>
<p>委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論</p>	<p>一般質問 木暮繁俊 答弁 大塚特別政策本部部长 高木総務部長 佐藤環境生活部長 増田農政部長 浅川林務部長 一般質問 塚原 仁 答弁 高井教育長 塩田警察本部部长 宮下保健福祉部長 佐藤環境生活部長 川西土木部長 一般質問 真下誠治 答弁 高木総務部長 佐藤環境生活部長 寺澤商工労働部長 川西土木部長 一般質問 中島 篤 答弁 高井教育長 宮下保健福祉部長 増田農政部長 川西土木部長 一般質問 星野 寛 答弁 小寺知事 塩田警察本部部长 高木総務部長 増田農政部長</p>
<p>伊藤祐司議員の発言取り消し 委員長報告 第一二五号議案、第一三四号議案、第一三六号、第一四六号議案、第一四八号議案、第一五一号議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 特定事件の継続審査 知事の提案説明 第一五三号議案、原案に同意 議長退職許可 議長表彰の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式</p>	<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>

本会議第一日（十一月二十六日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎議録署名議員の指名

伊藤祐司、真下誠治、五十嵐清隆の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十一月二十六日から十二月十五日までの二十日間とすることに決定

◎議案の上程

- 第百二十五号議案 平成十五年度群馬県一般会計補正予算（第七号）
- 第百二十六号議案 平成十五年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第一号）
- 第百二十七号議案 平成十五年度群馬県病院事業会計補正予算（第二号）
- 第百二十八号議案 平成十五年度群馬県電気事業会計補正予算（第二号）
- 第百二十九号議案 平成十五年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第一号）
- 第百三十号議案 平成十五年度群馬県水道事業会計補正予算（第一号）
- 第百三十一号議案 平成十五年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第一号）
- 第百三十二号議案 平成十五年度群馬県駐車場事業会計補正予算

（第一号）

- 第百三十三号議案 群馬県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例
- 第百三十四号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第百三十五号議案 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第百三十六号議案 群馬県退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 第百三十七号議案 群馬県情報公開条例の一部を改正する条例
- 第百三十八号議案 群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第百三十九号議案 群馬県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 第百四十号議案 群馬県食品衛生条例の一部を改正する条例
- 第百四十一号議案 群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 第百四十二号議案 群馬県産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第百四十三号議案 群馬県緑資源公団事業特別徴収金条例の一部を改正する条例
- 第百四十四号議案 群馬県貸金業者の登録関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第百四十五号議案 群馬県建設業法関係手数料条例の一部を改正する条例

第四百十六号議案 公立学校職員退職手当支給条例等の一部を改

正する条例

第四百十七号議案 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例

第四百十八号議案 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条

例の一部を改正する条例

第四百十九号議案 吾妻郡東村と吾妻郡吾妻町との境界変更につ

いて

第四百五十号議案 請負契約の締結について

第四百五十一号議案 当せん金付証券の発売について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係八件、事件議案十九件、合計二十七件であります。

今回の補正予算では、年末から年度末にかけての中小零細企業に対する資金繰り等を支援するため、需要の多いセーフティネット資金について融資枠を大幅に拡充するとともに、中小零細企業の仕事を確保するため、「ゼロ県債」を活用した端境期対策を実施することといたしました。

また、ディーゼル微粒子除去装置装着補助については、債務負担行為を活用し、零細事業者を対象として、平成十六年度に実施予定の一部を前倒しし、年度内に交付決定することにより、早期発注の要望に応えようとするものであります。

職員の給与改定につきましては、人事委員会の勧告に基づき、

月例給の引き下げ及び期末手当の支給率の引き下げ等を実施することとし、所要の補正を行っております。

今回の補正予算案は総額で十億一千九百九十八万円の減額となり、現計予算額と合算いたしますと八千六百億三千三百三十万円となります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第三百三十三号議案は、全国一斉に実施される公的認証サービスの施行に関して、新たに条例を制定しようとするものであり、第三百三十九号議案は、青少年の健全育成を図るため、古物商が青少年からの買い受け等を制限されている古物に書籍を含めようとするものであります。

◎意見の聴取

第三百三十五号、第三百三十六号、第四百四十六号及び第四百七十七号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎議案の委員会付託

第三百三十五号議案及び第四百四十七号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎請願の委員会付託

十一月十九日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十一月二十七日は、委員会審査のため本会議を休会とする
ことに決定

本会議第二日（十一月二十八日）

◎諸般の報告

第三百三十五号、第三百三十六号、第四百四十六号及び第四百七
号の各議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書
を配付

◎平成十四年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並
びに平成十四年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし
た委員長報告

中村紀雄決算特別委員長から委員会における審査の経過と結
果について報告があった。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

自由民主 党 荻原康二 賛成討論

フォーラム群馬 長崎博幸 賛成討論

公明 党 小島明人 賛成討論

◎採決

各会計決算は委員長報告のとおり認定することに決定

◎第三百三十五号及び第四百四十七号の各議案を議題とした委員長報
告

亀山豊文総務常任委員長及び山本 龍文教治安常任委員長か
ら、委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 反対討論

◎採決

各議案は委員長報告のとおり可決

◎新任者の紹介

桑原保光教育委員会委員（十月十五日付）

◎休会の議決

十二月一日及び二日は、議案調査のため本会議を休会とする
ことに決定

本会議第三日（十二月三日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書朗読を職員が朗読

◎追加議案の上程
第百五十二号議案 平成十五年度群馬県一般会計補正予算（第六

号）

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は、予算関係一件であります。

一般会計補正予算は、株式会社足利銀行の経営破綻に伴い、同行からの借り入れが困難になるなど資金繰りが厳しくなる中小企業者や、間接的に影響を受ける中小企業者を支援するため、セーフティネット資金及び経営強化支援資金の融資枠拡大をする緊急中小企業金融対策経費を計上しようとするものであります。追加提案額は三十九億円で、当初提案額と合算いたしますと二十八億八千八百二十万円となります。

◎一般質問（第百二十五号から第百三十四号、第百三十六号から第百四十六号及び第百四十八号から第百五十二号の各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 小 林 義 康

- 1 平成十六年度当初予算編成について
- 2 県行政機構の改革について
- 3 ねんりんピック群馬大会について
- 4 倉渕ダムの今後の進め方について

- 5 ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について
- 6 犯罪の取締りについて
- 7 S A R S 対策について
- 8 デイジーゼル車排ガス規制への対応について
- 9 足利銀行の経営破綻に係る対応について
- 10 東毛産業技術センターの整備について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 平成十六年度当初予算編成について
- 2 機構改革について
- 3 市町村の廃置分合の決定基準通知について
- 4 足利銀行の一時国有化の影響について
- 5 地元問題について

三 公 明 党 福 重 隆 浩

- 1 機構改革について
- 2 食品の安全対策について
- 3 特殊教育の充実について
- 4 コイヘルペスウイルス病について
- 5 高次脳機能障害について
- 6 アレルギー疾患対策の充実について
- 7 不妊治療の公的助成について

四 日本共産党県議団 早 川 昌 枝

- 1 イラク問題について

- 2 八ツ場ダム建設について
- 3 「特別支援教育推進計画」について
- 4 県立身体障害者リハビリセンターの再編整備計画について
- 5 産業廃棄物不法投棄の問題について

福重隆浩議員―(略)―

次に、食品の安全対策につきまして質問をいたします。

平成十三年秋に発生をいたしましたBSE問題、そして、その後の食品業界全体に連鎖的に起こってしまった産地偽装や違法表示などの事件を契機に、日本全国で食品の安全性が厳しく問われる事態に至りました。食品の安全性に関しては、群馬県において平成十四年度に食品安全会議が発足し、また、国においても、本年五月に、食の安全と国民の健康を守ることを目的とした法律で、食の安全に関する憲法とも言うべき食品安全基本法が成立したのを受け、食品安全委員会が農水省や厚生労働省から独立して内閣府に設置をされました。

こうした中、本県では、昨年十月に全国初の農薬適正使用条例を制定するなど食品に対する県民の不安解消に全力で取り組んでおられます。言うまでもなく、食は人間生活の根本であり、安全の確保は県として取り組まなければならない重要なテーマであると思います。その意義を踏まえて、県として十月に販売を始めた「くらしに役立つ食品表示ハンドブック」は、消費者の目線で、写真を多く取り入れ、見やすく、内容も至ってわかりやすいことから、マスクミにも大きく取り上げられ、県民ばかりでなく全国からも多くの注文があると聞いております。

いま、なぜこのように「食品表示ハンドブック」が好評を得ているのか。その理由や作成の経過、販売状況等について、また、食品表示ウオッチャーの活動状況について、食品安全会議事務局長にお伺いします。

あわせて、食品安全基本条例制定に向け検討していると聞いておりますが、その検討状況について、食品安全会議事務局長にお伺いをいたします。

次に保健福祉部長に輸入食品の安全性についてお伺いをいたします。

十一月十一日の新聞報道によりますと、台湾産の養殖ウナギ六〇〇キロとウナギの白焼き三五〇〇キロから合成抗菌剤が検出され、厚生労働省は、食品衛生法に基づき輸入業者に検査命令を出したとあります。これについては、一部は市場に出回った可能性があるとの指摘もありました。この報道に関連し、本県における輸入食品のチェック体制はどうなっているのでしょうか。

県食品安全検査センターでは、チェルノブイリに関連して、ヨーロッパから輸入される食品については定期的に放射能感染検査等を実施していると認識しておりますが、今回のような事例が発生した場合には、消費者の不安を解消する観点から、独自に他の地域からの輸入食品についても同様の検査を実施する必要があると考えますが、本県における輸入食品の検査体制及び検査品目の選定基準につきまして、保健福祉部長にお答えいただけますようお願いいたします。―(略)―

内山征洋食品安全会議事務局長

初めに、「食品安全ハンドブック」についてでありますけれども、昨年九月に庁内の六つの関係課からなるワーキンググループを設置いたしました。作成に向けて共同作業に取り組んでまいりました。そして、本年三月に初版を二万部無償で発行したところ、県内はもとより全国からも問い合わせが殺到したため、内容をより充実させまして、十月十日から「改訂版」として全国に向けて販売を開始いたしました。おかげさまで、北は北海道から南は九州、沖縄まで多くの方々から注文をいただいております。発行後二カ月足らずの現在までのところ販売実績はおよそ二万部というふうになっております。

なぜこのように好評をいただいているかということですが、食品表示に対する消費者の関心が高まっているにもかかわらず、食品表示の基準は複数の省庁が別々に運用しているために、一元的わかりやすく解説した冊子がこれまでに存在いたしませんでした。このような中で、初めて消費者のニーズを捉え、企画・作成したことがヒットした最大の理由であろうというふうに思っております。また、実際の商品についているラベルを使用して解説するなど、徹底して使う側に立つて作成したことも好評をいただいている理由のひとつというふうに考えております。

次に「食品表示ウォッチャー」の活動状況についての御質問ですが、今年度は二百三名のウォッチャーを委嘱しております。日常の買い物の中で食品表示をチェックしていただいております。今年度も十一月末までに七十三件の通報をいただいておりますけれども、幸いなことに、これまでのところ悪質な表示違反はございません。さらに、ウォッチャーの方々には、様々な研

修会へ出席していただくとともに、食品検査のための小売店等へも同行していただくなどといった行政への県民参加という点でも御協力をいただいております。「食品表示制度は非常にわかりにくい」というウォッチャーの研修会での御意見が先ほど述べた「食品表示ハンドブック」の作成の契機のひとつになったこともありまして、ウォッチャーの皆さんには感謝をしているところであります。

最後に、「食品安全基本条例」―仮称ですけれども―の検討状況についてのお尋ねですけれども、これまで消費者団体や事業者団体の皆様と意見交換を行うなど、検討段階からの意見聴取に努めてきましたが、このたび条例案の骨子となる「群馬県食品安全基本条例案大綱」を取りまとめたところであります。この大綱については、今議会の委員会において説明させていただくとともに、県のホームページ等で公開し、さらに、県民の皆様からの意見募集を行う予定としております。

なお、本年度中の条例制定を目的にしております。今後、二月議会で条例案の御審議をいただく予定であります。

宮下智満保健福祉部長

お尋ねの輸入食品の検査につきましては、原則として国の検疫所において実施しているところではありますが、県内流通品の安全確保を図るため、本県におきましても、年間計画を定めまして輸入食品等の検査を実施しております。また、違反事例の発生等があった場合は、必要に応じ、検査品目や項目等の変更を行い、弾力的に対応しているところでございます。

本年度におきましても昨年と同様の検査を予定しているところ
でございますが、先ほど申し上げましたように、検査項目等につ
きましては、全国の違反発生の状況等に注目しながら、迅速かつ
弾力的に対応したいと考えているところでございます。

◎委員会付託を省略し、採決

第百五十二号議案は原案のとおり可決

◎議案の訂正

第百五十二号議案の議決により、上程中の第百二十五号議案
及び予算説明書について、知事から一部を訂正する必要が生じ
た旨の申し出があり、配付の依頼書のとおり、訂正することに
決定

本会議第四日（十二月四日）

◎一般質問（第百二十五号から第百三十四号、第百三十六号から
第百四十六号及び第百四十八号から第百五十一号までの各議案
を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 木 暮 繁 俊

- 1 森林資源のエネルギー利用について
- 2 ぐんまのうめの振興方策について
- 3 畜産環境対策について

- 4 男女共同参画推進条例の制定について
- 5 世界遺産登録に向けた取り組みについて
- 6 財政指標を踏まえた今後の財政運営について

二 フォーラム群馬 塚 原 仁

- 1 小児慢性特定疾患対策について
- 2 県立図書館の今後のあり方と子どもの読書活動について
- 3 シックハウス対策について
- 4 地球温暖化対策について
- 5 河川の浄化について
- 6 交通安全対策について

三 自由民主党 真 下 誠 治

- 1 職員の意識改革への取り組みについて
- 2 CO2CO2（コツコツ）プランの推進状況について
- 3 若年就職支援の取組みについて
- 4 上信自動車道の進捗状況等について
- 5 国道三五三号崩落災害恒久対策等について

四 自由民主党 中 島 篤

- 1 聴覚障害者の社会進出の拡充について
- 2 通級指導教室の現状と今後の対応について
- 3 高崎競馬について
- 4 西毛中核病院について
- 5 市街化調整区域内の規制緩和について

五 自由民主党 星野 寛

- 1 全国育樹祭について
- 2 湯の沢トンネルの開通について
- 3 米政策改革への対応について
- 4 交通死亡事故の現状と対策について
- 5 第四十八回ニューイヤ―駅伝の実施について

中島 篤議員

まず、保健福祉部長にお聞きをいたします。聴覚障害者の社会進出の充実ということがあります。

阪神・淡路大震災のときに、あの大変な被害を被った中で、特にまた聴覚障害者は、あの瓦礫の中から発信することもできずに、大変な犠牲を払ったということも聞いております。以後、各都道府県の中で、そういった緊急対策ということをいろいろ審議していただいているところでもありますけれども、そのときにあの皇后陛下が被災地を見舞いに行ったときに、車中からその被災者に対して、「頑張ってください」と手話でやっていただいた映像が大分出ました。あれを見たとき、大変な感動と、やはり聴覚障害者にとつての手話通訳というものが本当に大切なものであるということを実感している次第であります。

そこで、お聞かせをいただきますが、現在、聴覚障害者の手話通訳―今日は派遣事業の中で手話をしていただいています。今しつていらっしやる方が橋詰哲也さんであります。もう一方が櫻井美鈴さんでありますけれども、手話通訳者がいろいろなところに出

向いていただくわけでもありますけれども、なかなか思うように手話通訳者がいない、時には取り合いになってしまったり、こういった現状があるわけがあります。この現状をやはり認識していただきながら、さらなる手話通訳者の増員、さらには手話通訳の講座等々をこれからも県としても増やしていただきながら、充実を図っていただきたいという一点であります。このとについてお聞かせをいただきたいと思います。

また、そうした派遣事業をしているわけですが、派遣の内容がまだまだ小そうございます。この拡充についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

第二点目は、先ほど緊急時についてお話をさせていただきましたが、近所で火事があるとか、また緊急で入院をする、病気になる、こうしたときに―やはり過日もあったというお話を聞きました。それは病院に行ったところ、どういう状況であるかということがその先生に伝わらない。大変な不安の中で、たまたまでありますけれども、その病院の中で手話をやる方がいらっしやりました。そのおかげで何とか通じたという話をお聞きしたわけでありま

すが、そういったこれからのネットワークづくり、そして緊急時、二十四時間体制でどのようなことができるのか。ましてや、病院等についてやはり手話通訳者というのが必要になってくる。雇用を含めた中でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、障害者の高齢化が進んでおります。ねんりんピックが群馬で開催される話が先程来いろいろございました。しかし、老人に対するいろいろな施設があるわけですが、実は聴覚

障害者の皆さんは、年をとってそういったところになかなか参加できない。わずかな年金を持ち合う中で、その楽しみを分かち合っているわけですけれども、こういったことについても県としてもう少し何か考えていただきたい、そういう考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

さらには、三年間の中で、ホームヘルパーの事業が行われたわけでありますが、そうしたホームヘルパー並びに高齢者になって手話を通じるホームヘルパー、こういった方々からの措置について、あわせてお聞かせ願いたいと思っております。―(略)―

宮下智満保健福祉部長

第一に、手話通訳者、通訳士の養成についてでございます。

手話通訳者、通訳士は、聴覚に障害を持つ方が日常生活の中で必要な情報を収集し、他人とのコミュニケーションを図るための手段を確保し、積極的な社会参加を行ううえで極めて大きな役割を果たしていると考えております。このような観点から、本県におきましては、平成十年度から手話通訳者の養成講座を開催し、手話通訳者の充実を図ってきているところでございます。

県内の手話通訳者数は、現時点におきまして、県聴覚障害者コミュニケーションプラザにおける登録者は六十二人、独自に手話奉仕員を派遣している市町村において活動されている方は百二十六人、そのほか地域における手話サークルなど多くのボランティアの方々も活動していただいております。

一方、より高度な手話通訳の知識及び技能を有し、医療や裁判など重要な場面での活動が期待される手話通訳士につきまして

は、平成十五年十一月現在、県内に二十六人登録されております。しかし、議員御指摘のとおり、手話通訳者、通訳士ともに、いまだ十分ではない状況にあると認識しているところであります。

そこで、手話通訳者の養成講座の開催を引き続き実施するとともに、聴覚障害者団体連合会が実施している「手話通訳士養成事業」に対しましても、県として新たな助成を検討していきたいと考えているところでございます。

第二に、手話通訳者の派遣範囲の拡大についてでございますが、現在、本県では、県コミュニケーションプラザに登録されている手話通訳者について、障害者からの申請に基づき病院での診察や授業参観あるいは裁判などの際に派遣を行っているところでございます。このほか資格取得関係では、自動車免許に係るものについて対象としております。

なお、講演などの場合は、主催者による通訳者配置をお願いしているところでございます。この手話通訳者の派遣範囲の拡大につきましましては、聴覚障害者の要望も多いことから、手話通訳を必要とする聴覚障害者の方が十分にサービスを受けられるよう、市町村とも連携を図りながら、充実に努めてまいりたいと考えております。

第三に、緊急時において聴覚障害者が情報を受発信できる手段の確保についてでございます。

警察関係では、「ファックス一一〇番」が既に平成六年から運用されているほか、「メール一一〇番」も今後の実施に向けて検討がなされていると聞いております。また、消防防災関係では、現在、県下十消防本部でファックスによる一一九番通報を実施し

ているほか、平成十三年十月からFM群馬との協力によりまして「見えるラジオ」を利用した防災情報の提供を開始しており、見えるラジオ専用端末のほか、インターネットによりパソコンや携帯電話からも見ることができるようになっています。

第四に、聴覚障害を持つ高齢者に配慮した対応でございますが、県では平成十三年度から聴覚障害のある高齢者の方々に対するホームヘルプサービス利用の利便性向上のために、聴覚障害を持つ方に対してホームヘルパーの資格取得を勧めるとともに、手話のできるホームヘルパーの養成を行っているところでございます。

今後とも、市町村、関係機関とも連携を図りながら、聴覚に障害を持っている高齢者に配慮した介護サービスの充実や社会参加の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第百二十五号から第百三十四号、第百三十六号から第百四十六号及び第百四十八号から第百五十一号の各議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月五日及び八日から十二日の六日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十二月十五日）

◎発言の取り消し

伊藤祐司議員から、十一月二十八日の本会議における発言について、発言の一部を取り消したい旨の申し出があり、申し出のとおり許可することに決定

◎第百二十五号から第百三十四号、第百三十六号から第百四十六号及び第百四十八号から第百五十一号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

岡田義弘保健福祉常任委員長、五十嵐清隆環境土木常任委員長、星野 寛農林常任委員長、小野里光敏産業経済常任委員長、山本 龍文教治安常任委員長、亀山豊文総務常任委員長、金子泰造元気な群馬づくり特別委員長、石原 条未来を拓く人づくり特別委員長、関根圀男安全・安心な暮らし特別委員長、中沢丈一機構改革調査研究特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があつた。

○小野里光敏産業経済常任委員長（概要）

最初に、商工労働部関係であります。まず、足利銀行の破綻問題について、県内の影響が懸念される中、セーフティネット資金の融資拡大や特別相談窓口の設置など、県当局の迅速な対応措置がとられたことについて、委員から謝意が示されるとともに、支援策について活発な論議が交わされました。とりわけ、資金繰りが苦しくなると予想される中小企業者に対して、円滑な資金供給が図られるよう、信用保証協会との連携を一層強化し、特に

かわりの深い東毛地域などへの対応を強化するとともに、金融不安の解消に努められるよう要望がなされました。

次に、ものづくり企業の育成に関しては、星雲クラスター構想の進捗状況や一社一技術企業への支援状況が質疑されたほか、産業技術専門校の生徒数と予算の状況、訓練内容と就職状況などが質疑されました。

続いて、企業局関係では、まず県営ゴルフ場五カ所の運営状況について、各ゴルフ場の利用率、乗用カーットの導入計画、サービスマスターの実施状況、シルバー専用ゴルフ場の検討など、利用者サービス重視の取組について意見が交わされました。

次に、水道事業では、八ッ場ダム利水の変更状況について説明が求められるとともに、県央第二水道設計画について水需要量を科学的に分析し、無駄な投資が生じないよう要望があったほか、水道料金の今後の見通しや塩素濃度の低減策などが論議されました。

○山本 龍文教治安常任委員長（概要）

初めに、教育委員会関係であります。九月に引き続き持谷委員長に御出席いただき、教育委員会の使命や課題、そして教育委員会の活性化について、また、県行政や県議会に対する要望や期待についてお考えをお聞きしました。

続いて、学校評議員制度の設置基準と運営状況、厳しい経済状況の中で、経済的な理由により就学困難な高校生に対する「緊急高等学校奨励金貸与制度」の状況と、具体的な経済的理由の内容について、また、高校生の就職活動を支援する「就職開拓協力員」

の配置状況や今年度の就職見込みについて質疑が行われました。

続いて、警察本部関係であります。初めに、暴力団対策の状況と今後の対応について質疑されました。

次に、県内の来日外国人犯罪に関連して、犯罪の動向、出身国別検挙数、通訳体制や警察官の語学能力の向上対策について議論が交わされるとともに、警察官の採用試験における語学能力に配慮することについての質疑が行われました。

さらに、交通反則金と交通安全対策特別交付金の概要並びに年末取り絞まりの強化との関係について質疑されるとともに、県民に誤解を与えるような取り締まり方法や広報等については適切な説明を行い、理解を得なければならないとの意見が交わされました。

○亀山豊文総務常任委員長（概要）

初めに、倉渕ダム建設の凍結に伴う防災面からの治水対策をはじめ、県の水需要の現状や水源保有量について質疑されるとともに、水需給計画の見直し等について県の見解が質されました。

次に、市町村合併に関連して、「廃置分合の決定基準」策定の背景をはじめ、「標準処理期間」の捉え方や他県の策定状況、市町村への助言、合併に伴う事務の共同処理の問題等について質疑されました。

このほか、過疎・中山間地域の合併後の県の支援策や特例法後の合併推進、広域連合について論議されたのをはじめ、合併協議への県の支援について、多くの委員から要望がありました。

また、県立女子大に関連して、大学改革の必要性や客員教授に

よる講座の有無、ボランティア活動の科目の単位化等について質疑されるとともに、魅力ある講座の開設や講演会等の開催について積極的に取り組んでもらいたい旨の要望がありました。

最後に、市町村との信頼関係の重要性をはじめ、予算執行に対する県の理念、機構改革に関連して、その目的や職員の専門性の確保等、各般にわたり論議が交わされました。

○石原 条未来を拓く人づくり特別委員長（概要）

最初に、所管事項に関連して、「少子化社会」や「人口減少地域」の問題に関する議論の場や、女性の社会進出、労働参画と少子化の進行について質疑され、女性の社会進出と育児の両立を支えるインフラ整備のための全庁的な組織の必要性について意見が述べられました。

また、県総合計画等の見通しをはるかに超える勢いで進むと予想される人口減少に伴い、「少子化」政策の転換や重点的な予算配分の必要性などについて当局の見解が求められ、「子育て」の先進国事例を学んだり、子育て負担の解消のために予算をもっと使うべきであるとの意見が述べられました。

次に、市町村合併が進む中、過疎地域において雇用を支えてきた役場や学校が遠くへ移転してしまうなどの問題について当局の見解が求められ、自立を目指す過疎の町村に対する支援について質疑がありました。

また、良質な住宅の普及や子育てがしやすい住宅の必要性についての認識が示されたうえで、公営住宅の役割や子育て世代を意識した県営住宅の整備などについて質疑され、人口減少が深刻に

進む中心市街地への公営住宅建設については、市町村や民間に任せるだけではなく、県も行うべきではないかとの意見が交わされました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎群馬県選挙管理委員、同補充員の選挙

選挙管理委員

河村昭明、関口フサノ、木村嘉男、小山久子の各氏が当選

選挙管理委員補充員

古賀義朗、田口暢子、森本純生、藤井千鈴子の各氏が当選

◎諸般の報告

追加議案の送付書朗読を職員が朗読

◎追加議案の上程

第一百五十三号議案 収用委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、収用委員会委員の専任についてであります。現委員の森田 均氏及び泉 岩雄氏の任期が十二月十八日をもって満了となりますので、その後任者として森田 均氏、泉 岩雄氏を再任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し採決

第五百五十三号議案は原案に同意することに決定

◎議長の辞職

高木政夫議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎議長退任のあいさつ

◎議長の選挙

矢口 昇議員 当選

◎議長就任のあいさつ

矢口 昇議長

◎諸般の報告

矢口 昇議長から議長就任に伴い、産業経済常任委員及び元

気な群馬づくり特別委員辞任の報告

◎常任委員会委員及び特別委員会委員の選任

高木政夫議員を産業経済常任委員及び元気な群馬づくり特別委員に選任

◎表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに感謝状の贈呈式

・式辞

矢口 昇議長

・全国都道府県議会議長会表彰状伝達

矢口 昇議長

中村紀雄議員（在職十五年以上）

・群馬県議会顕彰状授与

矢口 昇議長

中村紀雄議員（在職十五年以上）

・群馬県知事感謝状贈呈

小寺弘之知事

中村紀雄議員（在職十五年以上）

・祝辞

岩井賢太郎議員

・謝辞

中村紀雄議員

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案三十一件（うち可決三十一件）

二 請願陳情の審査状況

請願五十五件（うち採択九件、一部採択十一件、不採択一

件、継続審査三十四件）

第二十四項 平成十六年二月定例会

平成十六年二月定例会概括表

2月26日		2月19日		月	日
議案提出書朗読		<p>開会に先立ち群馬交響楽団による演奏 議員の辞職許可報告 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配付 議案の送付書朗読 新任者の紹介</p>	<p>諸般の報告・紹介</p>		
<p>予算特別委員会委員の選任</p>			<p>選挙・指名 会議録署名議員の指名</p>		
<p>議案第一号議案 第一号議案 第九三三号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九三三号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九三三号議案 承第一号</p>	<p>上程議案</p>		
<p>一般質問 荻原康二 答弁 小寺知事 高井教育長 塩田警察本部長 内山食品安全会議事務局長 高木総務部長 宮下保健福祉部長 佐藤環境生活部長 寺澤商工労働部長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 高井教育長 塩田警察本部長 高木総務部長 寺澤商工労働部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 内山食品安全会議事務局長 高木総務部長 宮下保健福祉部長 増田農政部長 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 宮下保健福祉部長 川西土木部長</p>	<p>質疑・一般質問・討論</p>	<p>質疑・一般質問・討論</p>	<p>審議</p>		
<p>議案第一号議案可決 休会の議決</p>		<p>金田賢司議員の辞職許可</p>	<p> 議員長報告・議決・その他 議席の一部変更 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 請願の委員会付託 休会の議決 </p>		

3月3日	3月2日	2月27日
	<p>予算特別委員会正副委員長互選結果報告</p>	
<p>第一号議案 第九三号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第九三号議案 承第一号</p>	
<p>一般質問 金子浩隆 答弁 小寺知事 大塚特別政策本部部长 宮下保健福祉部部长 佐藤環境生活部部长 一般質問 石関貴史 答弁 小寺知事 高井教育長 塩田警察本 部長 工労働部長 藤環境生活部長 増田農政部長 寺澤商 答弁 高井教育長 宮下保健福祉部部长 佐 藤環境生活部長 川西土木部長 一般質問 小野里光敏 答弁 持谷教育委員会委員長 高井教育長 宮下保健福祉部部长 増田農政部長 寺澤 商労働部長</p>	<p>一般質問 橋爪洋介 答弁 小寺知事 宮下保健福祉部部长 一般質問 岡田義弘 答弁 小寺知事 高木総務部部长 宮下保健 福祉部部长 浅川林務部部长 川西土木部長 一般質問 龜山豊文 答弁 小寺知事 高井教育長 大塚特別政 策本部部长 高木総務部部长 寺澤商工 労働部長 一般質問 金田克次 答弁 関根企業管理者 谷口病院管理者 佐藤環境生活部長 一般質問 大沢幸一 答弁 小寺知事 高井教育長 高木総務部 長 寺澤商工労働部長 川西土木部長 一般質問 久保田順一郎 答弁 大塚特別政策本部部长 高木総務部 長 佐藤環境生活部長 川西土木部長 一般質問 田所三千男 答弁 高井教育長 宮下保健福祉部部长 佐 藤環境生活部長 川西土木部長 一般質問 小野里光敏 答弁 持谷教育委員会委員長 高井教育長 宮下保健福祉部部长 増田農政部長 寺澤 商労働部長</p>	<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>

3月22日	3月19日	3月9日	
	議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読	補欠選挙の依頼通知書朗読	
		群馬県競馬組合議会議員の補欠選挙	
第九四号議案 (追加)	議第二号議案 第五号議案 第九四号議案	第五七号議案 第九三号議案 承第一号 第一五号議案	
	第一号議案 第一四号議案 第一六号議案 第五六号議案 請願	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 第一五号議案に対する討論 伊藤祐司 反対討論	浅川林務部長 一般質問 平田英勝 答弁 高井教育長 佐藤環境生活部長 増田農 田農政部長 川西土木部長 一般質問 関根園男 答弁 小寺知事 塩田警察本部長 増田農 政部長 浅川林務部長 川西土木部長
第九四号議案は原案に同意	議第二号議案は原案に同意 委員長報告のとおり知事発言の削除を決定	委員長報告 第五七号議案、第九三号議案及び承第一号は委員長報告のとおり可決及び承認 委員長報告 第一五号議案、委員長報告のとおり修正可決 休会の議決	

本会議第一日（二月十九日）

◎諸般の報告

一月十三日をもって高木政夫議員から議員の辞職願が提出さ

れ、許可したことを報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書を職員が朗読

◎新任者の紹介

関根宏一企業管理者（一月一日付）

◎議席の一部変更

高木政夫議員の辞職に伴い着席のとおり変更することに決定

◎会議録署名議員の指名

金田克次、星野 寛、早川昌枝の各議員を指名

◎会期の決定

二月十九日から三月十九日までの三十日間とすることに決定

◎議案の上程

第一号議案	平成十六年度群馬県一般会計予算	第十九号議案	群馬県職員定数条例の一部を改正する条例
第二号議案	平成十六年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	第二十号議案	群馬県職員の給与に関する条例及び群馬県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第三号議案	平成十六年度群馬県災害救助基金特別会計予算	第二十一号議案	群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
第四号議案	平成十六年度群馬県農業改良資金特別会計予算	第二十二号議案	群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
第五号議案	平成十六年度群馬県農業災害対策費特別会計予算		

第六号議案 平成十六年度群馬県有模範林施設費特別会計予算

第七号議案 平成十六年度群馬県営競輪費特別会計予算

第八号議案 平成十六年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計予算

第九号議案 平成十六年度群馬県用地先行取得特別会計予算

第十号議案 平成十六年度群馬県収入証紙特別会計予算

第十一号議案 平成十六年度群馬県林業改善資金特別会計予算

第十二号議案 平成十六年度群馬県流域下水道事業費特別会計予算

第十三号議案 平成十六年度群馬県公債管理特別会計予算

第十四号議案 群馬県食品安全基金条例

第十五号議案 群馬県行政組織条例

第十六号議案 群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例

第十七号議案 群馬県男女共同参画推進条例

第十八号議案 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第十九号議案 群馬県職員定数条例の一部を改正する条例

第二十号議案 群馬県職員の給与に関する条例及び群馬県職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第二十一号議案 群馬県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第二十二号議案 群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

第二十三号議案	害補償等に関する条例の一部を改正する条例 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	第三十六号議案	群馬県教育委員会事務局等職員定数条例等の一部を改正する条例
第二十四号議案	知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	第三十七号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第二十五号議案	群馬県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第三十八号議案	群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
第二十六号議案	群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例	第三十九号議案	群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第二十七号議案	群馬県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例	第四十号議案	群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第二十八号議案	群馬県保育士関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十一号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例
第二十九号議案	群馬県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例	第四十二号議案	公共に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
第三十号議案	群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十三号議案	群馬県畜産研修所使用料条例及び群馬県園芸研修所使用料条例を廃止する条例
第三十一号議案	群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第四十四号議案	群馬県主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律関係手数料条例を廃止する条例
第三十二号議案	群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	第四十五号議案	勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入することについて
第三十三号議案	群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	第四十六号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担について
第三十四号議案	群馬県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例	第四十七号議案	包括外部監査契約の締結について
第三十五号議案	公立学校職員退職手当支給条例の一部を改正する条例		

第七十七号議案 地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について 承 第一号 専決処分の承認について

第七十八号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について

第七十九号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について

第八十号議案 土地改良法第九十条の規定による村の負担について

第八十一号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

第八十二号議案 水資源機構法第二十六条の規定による市町村の負担について

第八十三号議案 旧農用地整備公団法第二十七条の規定による村の負担について

第八十四号議案 下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について

第八十五号議案 請負契約の締結について

第八十六号議案 請負契約の締結について

第八十七号議案 請負契約の締結について

第八十八号議案 請負契約の締結について

第八十九号議案 請負契約の締結について

第九十号議案 県道路線の認定について

第九十一号議案 県道路線の廃止について

第九十二号議案 県道路線の変更について

第九十三号議案 損害賠償の額を定めることについて

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

二月定例議会の開会に当たり、平成十六年度当初予算案等の議案について申し上げますとともに、県政運営に当たつての所信の一端を申し述べます。

まず、平成十六年度当初予算についてであります。予算総額は七千九百三十五億九千六百万円となり、ほぼ前年並みで、〇・四％の減少となりました。

当初予算の編成に当たつては三つの柱を立てました。まず、第一に、「緊急課題に全力投球」であります。

当面の緊急課題である雇用の安定やセーフティネットの確保に取り組みます。昨年末には足利銀行の破綻の問題もありました。どんなに努力しても、社会経済の波によつてどうしてもあおられるところがあるのであります。そういうところに対してセーフティネットを確保しなければなりません。

福祉関係については、高齢社会が到来し、また、障害をお持ちの方たちがいます。努力しながらも弱い立場にある方々に対する福祉予算は、幾ら財政が厳しくとも最低限確保していかなければなりません。

第二に、「ぐんま新時代」を築くであります。

長期的な視野に立った科学技術の振興や将来を担う人づくりをやつていかなければいけないと考えております。

「子どもを育てるなら群馬県」と言われるような社会環境を整

えることが群馬県の発展につながるものと考えます。

第三に、「改革の断行」であります。

県の行政の「機構改革」、「財政改革」、公社事業団にメスを入れる「公社事業団改革」を進めてまいります。

次に、具体的な施策について若干申し上げます。

雇用、セーフティネットの確保については、最近言われております若者の就職や中高年のミスマッチの解消などきめ細かい施策や、中小企業の経営に対する融資枠一四三〇億円確保し、経営の安定を図ります。

治安回復については、警察官を七十人増員、交番相談員及び警察安全相談員を二十人増員するほか、街頭防犯カメラも設置するなど治安対策を行います。

環境対策については、昨年から実施しているDPF（ディーゼル車粒子状物質減少装置）、この装着助成を十五年度に前倒しをしておりますが、十六年度も集中的に支援を行います。畜産環境総合対策については、新たに悪臭対策も含めて十五億円の予算を確保し、実施してまいります。

食品安全については、新たに食品安全基本条例を制定し、生産から食卓まで安全・安心を確保します。

小中学校における少人数クラスのプロジェクトをさらに充実するとともに、私立幼稚園など私立学校助成については、厳しい財政状況にあっても、これは全国トップレベルを維持したいと考えております。

県立病院については、懸案であります「がんセンター新病院」の建設、小児医療センターの新病棟建設などを進めてまいります。

県土整備については、県単独公共事業は前年度より一〇％程度削減いたしますが、重要路線に集中的な投資を行うとともに、ストックの活用重点を置き、維持管理経費を拡充しております。

機構改革については、新しい試みを行いたいと考えております。今や地方分権の時代と言われ、それぞれの県が特色を持って、それぞれの県にふさわしい機構、組織を持つべき時代だと思っております。変革に対し、勇気を持って挑戦し、これまでの行政の縦割りの弊害を排し、柔軟でスピーディーかつ機動的な組織を構築していきたいと存じます。

財政改革については、知事部局の定員を百十人削減します。県債依存度は一三・七％から一二・四％に下げます。県債発行は、通常債を平成十五年度六百億円だったものを五百九十九億円といたします。前年度を上回らないことにいたしまして、これ以上の借金体質には少なくともブレーキをかけておこうとするものであります。

このほか、「現場第一」という考え方を進め、「地域調整費」を創設いたしました。行政事務所をはじめ第一線の地域機関で現場に即した政策の決定が行われ、予算もそこに置き、ある程度自由に執行できる仕組みを地域調整費として創設するものであります。

公社事業団改革についても、歳出カット（十三・五億円）を実施し、合理化を図っていききたいと思っております。

なお、現在、副知事が空席になっております。これまでにいろいろな経緯があつて今日の状態になっておりますが、二百万県民の幸せを第一に考えるとき、私は、知事と議会とは協力し合い、県

民の負託に応えていく使命があると信じます。誠心誠意話し合っ
て、なるべく早く群馬県政を本来の姿に戻してまいりたいと存じ
ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎意見の聴取

第十八号、第二十号、第二十一号、第二十三号、第二十五号
第三十五号から第三十九号及び第六十八号の各議案について
は、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

二月十二日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員
会に付託した。

◎休会の議決

二月二十日、二十三日から二十五日までの四日間は、議案調
査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十六日）

◎議員の辞職

二月二十五日付をもって提出された、金田賢司議員の辞職願
について、議員の辞職を許可することに決定

◎諸般の報告

第十八号、第二十号、第二十一号、第二十三号、第二十五号、

第三十五号から第三十九号及び第六十八号の各議案について、
群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を
議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 荻原康二

- 1 平成十六年度当初予算について
- 2 万場高校水産コースについて
- 3 児童虐待について
- 4 食品安全基本条例について
- 5 横文字の使用について
- 6 就職支援について
- 7 キラッとぐんま広い意味の観光推進について
- 8 男女共同参画推進条例について

二 フォーラム群馬 長崎博幸

- 1 平成十六年度予算編成について
- 2 機構改革・理事制の導入について
- 3 市町村合併について
- 4 治安回復対策について
- 5 県内景気と雇用対策について
- 6 保育環境整備の推進について

三 公明党 小島明人

- 1 平成十六年度当初予算案について
- 2 行政の経費節約について
- 3 県の機構改革のあり方について
- 4 食の安全対策について
- 5 子どもの食育について
- 6 スローフードの教育現場での扱いについて
- 7 学校安全対策とスクールサポーター制導入について

四 日本共産党県議団 早川昌枝

- 1 イラクへの自衛隊派遣と憲法九条について
- 2 平成十六年度一般会計予算について
- 3 八ッ場ダム建設について
- 4 障害乳幼児の地域療育体制の整備について

早川昌枝議員―(略)―

質問の最後は、障害乳幼児の地域療育体制の整備についてです。障害のある子どもたちの発達を保障し、地域での生活を支える総合的な早期療育の拠点となる施設の整備が急がれています。県でも、平成十四年に「療育システム検討委員会」を設置し、総合的な療育システムのあり方について検討が進められています。しかし、拠点となる施設がないこと、予算措置も不十分、国の支援事業の枠内であるために一貫性、総合性に欠けるように思われます。相変わらず、重い障害のある子どもを連れて、相談、治療、療育、訓練など、それぞれ違うところに飛び回る。親も子もくたくた。このような状況がなかなか改善されないうままです。

そこで、名古屋市の地域療育センターの取り組みを紹介し、当局の積極的な対応を求めたいと思います。名古屋市では、障害の重い子どもたちがより身近な通園施設に通い、そこで治療や訓練も受けられるセンターとして、十年前、地域療育センター構想を作り、市内に五カ所の建設を計画。今、四カ所目も近く着工のところです。

先日、私が伊藤県議と訪ねたのは、昨年四月に開設したばかりの北部地域療育センターです。明るく彩り豊かで自然に気持ちや和む、そんな施設でした。親子が一緒に入れる室内温水プールにはびっくりです。このセンターの機能は、発達相談事業、医療事業、通園事業、地域ケア事業の四つです。優れているのは、相談したら、診断、検査、療育まで、診療後、機能訓練まで行うという一貫性と総合性です。母親が子どもと離れて交流する部屋もあります。定員四十人。知的障害を持つ学齢期前の子どもが対象ですが、誰でも、どんな障害でもが基本だそうです。スタッフは三十五人、事務一人で、あとはすべて専門家集団です。

名古屋市内では、二〇一〇年までに地域療育センターと、前からある市総合通園センターが連携し、全市の障害の早期発見と早期療育のシステムを具体化するそうです。群馬県でも、障害を持つ子どもとその家族が地域で安心して暮らせるように、専門性、一貫性、総合性のある支援体制が必要です。障害を持つ子どもの発達にとって、乳幼児期の働きかけが決定的ということは部長もよく御理解いただいているところです。

そこで、群馬県でも、圏域ごとに地域療育センターを整備する、こうした全県を視野に入れた整備計画とそのシステム化が求めら

れていると思いますが、いかがでしょうか。保健福祉部長の誠意ある答弁を期待して、私の質問といたします。

宮下智満保健福祉部長

本県における障害乳幼児の地域療育体制の整備につきましては、平成十三年三月に策定をいたしました「群馬県障害者計画（バリアフリーぐんま障害者プラン2）」という計画の中で、中長期的な課題として、「障害のある子どもに対する療育の総合的な支援システムの構築」ということを掲げているところでございます。これを受けまして、平成十四年度には保健・医療・福祉・教育分野の連携のもとに、妊娠・出産期から学齢期までの障害児に対する一貫した発達支援のあり方、関係諸機関との連携のあり方等につきまして検討を行うとともに、今後の障害児の総合的な療育システムの構築を図ることを目的とする「障害児療育体制整備推進事業」を創設したところでございます。

この事業は、御案内のとおり、保健・医療・福祉・教育分野の関係者等で構成されている「療育システム検討委員会」と保健福祉事務所管内における障害児に対する支援体制を整備する「療育システムネットワーク推進事業」の二本の柱から成っております。さらに、この「療育システムネットワーク推進事業」は、三つの事業から成っております。その一つは、保健福祉事務所管内の関係機関のネットワークづくり、支援体制の整備及び療育に関する研修会を開催する「ネットワーク推進会議」。二つ目は、一歳半、三歳児の精密健診の事後指導の一環として、母親の不安解消、発達の状況把握、適切な指導を行う「マザー&チャイルド事業」、

三つ目の事業として、遊びを通して親子の関わり方や子育てについての問題を解決するために開催する「療育フェスティバル」の三つの事業から成っております。

昨年度は、利根保健福祉事務所管内で、今年度はそれに加えまして藤岡及び館林保健福祉事務所管内で、モデル事業としてこれを実施しております。来年度は、新たに四カ所を加えまして七カ所の保健福祉事務所管内での実施を予定しております。順次段階的にすべての保健福祉事務所管内で実施することによりまして、各地域での療育システムのネットワークづくり、障害児に対する支援体制の整備を推進してまいりたいと考えております。

御指摘の名古屋市の地域療育センターのようなハード面の整備につきましては、当面、障害児療育体制整備推進事業を通して療育体制のあり方等を検討する中で、施設整備の必要性も含めて調査研究し、障害のある子どもに対する療育の総合的な支援システムの構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

本会議第三日（二月二十七日）

◎発議案の付議（職員朗読）

議第一号議案 特別委員会の設置について

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

◎予算特別委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中村 紀雄

- 1 教育改革について
- 2 行政改革について

二 フォーラム群馬 塚越 紀一

- 1 交通信号機について
- 2 道路整備について
- 3 わたらせ渓谷鐵道の現況と今後の取り組みについて
- 4 群馬県におけるアユの振興方策について
- 5 県民の健康づくりについて

三 自由民主党 橋爪 洋介

- 1 行政の意識改革について
- 2 これからの高齢者福祉計画について
- 3 精神障害者保健福祉政策について
- 4 治安回復対策について
- 5 地元問題について

四 自由民主党 岡田 義弘

- 1 税制を揺るがすインターネット社会について
 - 2 少子・高齢化対策について
 - 3 群馬県社会福祉総合センター八階ホールについて
 - 4 交通バリアフリー法に基づく本県の対応について
 - 5 森林整備の推進について
 - 6 今後の交通安全対策への取り組みについて
- 五 自由民主党 亀山 豊文

- 1 少子化対策について
- 2 ぐんま新時代を築く総合科学技術振興について
- 3 中小企業の販路開拓支援について
- 4 指導力不足教員の認定及び研修について
- 5 県職員の地域活動への参加について

橋爪洋介議員（略）

次に、精神障害者保健福祉政策についてお尋ねいたします。既に御存じのように、同じ障害者でありながら、知的や身体障害者の方たちの政策制度に比較して大変遅れております。知的、身体、精神の分野が三位一体となって初めて本当の福祉と言えるのではないのでしょうか。新年度予算案では、新たな行政課題への対応として、精神保健福祉の重要性を掲げられております。そして、保健予防課内に新たに「精神保健福祉室」の設置が提案されておりますが、具体的な中身についてお聞かせください。

また、家族会の皆さんの継続的な御努力により、請願要望も一部採択をいただきました。まさに、群馬県における精神保健行政

の黎明期を迎えたとと言えるでしょう。現在の問題は数多くあります。例えば、平成十四年に厚生労働省による「居宅生活支援事業」の実施について、積極的に市町村とともに推進してください。退院後、住む家のない患者、いわゆる社会的入院患者さんの社会復帰を推進していかねければなりません。

二点目に、家族会作業所の運営についてです。一刻も早く社会福祉法人小規模授産施設に移行しなければ、精神保健福祉の将来はありません。現在、親が老人で介護を必要とする家庭で、介護すべき息子が統合失調症で介護を必要とされる状態という家庭も出てきました。ひとり暮らしの障害者の方も増えてきました。作業所までの送り迎えも御家族が工夫をしながら努力されております。そんな中、法人化のための基本財産もなかなか集まりません。県・市町村が積極的な援助をしていただかないと進展しないのが実情です。

三点目は、居宅支援のひとつにホームヘルパーの派遣が叫ばれております。精神関係のヘルパー養成が非常に遅れております。早急な養成推進をお願いいたします。

四点目は、家族会の中核でもある「家族会連合会」の事務局機能がまだまだ脆弱であるということです。ほかの福祉関係の団体は。新前橋の社会福祉総合センターに居を構え、専従者が常駐しており、事務局機能を持っております。ところが、精神においては「こころの健康センター」一階の県民学習室を間借りし、専従者も雇えず、家族会の役員さんが日程をやりくりしながらというのが現状であります。是非とも、必要にして十分な事務局としての機能が果たせるような援助をお願いいたします。

五点目は、障害者に対する正しい理解を促すための啓発活動の指導・援助をお願いいたします。十分な政策を計画しても、地域住民の正しい認識、理解があればこそということになります。そのほかにも、平成十五年四月から始まりました県の支援費制度の対象は、現行では身体、知的障害のある方のみが対象となっております。この辺にも格差を感じます。

これらが精神障害者の皆さん、そして本日傍聴にお見えの家族会の皆さんが直面している主要な課題です。いずれにいたしましても、スタートしたばかりの精神障害者保健福祉です。関係者等、綿密に御協議を重ねていただき、速やかで手厚い施策を必要としておりますので、以上の課題について保健福祉部長に前向きな御見解、御答弁をお願いいたします。――（略）――

宮下智満保健福祉部長

我が国の精神保健福祉政策につきましては、今日では、精神障害者の人権に配慮しつつ、適正な医療を確保するとともに、精神障害者の社会復帰の推進を図ることが大きな目標となっているところでございます。また、「障害者基本法」の改正によりまして、精神障害者が身体障害者や知的障害者と同じ「障害者」として位置づけられ、今後なお一層の精神障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るとともに、社会全体としては精神障害者を地域社会で支える体制づくりなどに取り組むことになったところでございます。

そこで、新年度におきましては、保健予防課内に「精神保健福祉室」を設置し、このような対応をさらに推進するとともに、精

神障害者を早期に相談や医療に結び付ける予防的な対応の充実や、学童期、青年期、老年期を通じての精神障害者対策を関係機関との連携のもとに実施するなど、社会から求められている課題に積極的に取り組むこととされているところでございます。

次に、「居宅生活支援事業」についてでございますけれども、この事業は精神保健福祉法の改正により、精神障害者の居宅生活を支える事業として制度化されたもので、平成十四年度から市町村を主体として事業化され、国と県が補助を行っているところでございます。具体的には、一つとして精神障害者居宅介護事業、いわゆる「ホームヘルプ」、二つとして精神障害者短期入所事業、いわゆる「ショートステイ」、三つに精神障害者地域生活援助事業、いわゆる「グループホーム」、この三つの事業であります。事業開始後間もないこともあり、市町村の実施状況を見極めながら、一層の取り組みを働きかけていきたいと考えているところでございます。

また、家族会等が運営する作業所への支援でございますが、国庫補助の対象となる精神障害者小規模授産施設への移行につきましては、今年度になりまして国庫補助枠が大幅に削減され、全国的にも円滑な移行がなされていない状況であることから、県としては他の都道府県とも連携して国への要望書を提出するなど、補助枠の拡大に努めているところでございます。

次に、ホームヘルパーの養成についてでございます。県では平成十二年度から、「精神障害者ホームヘルパー養成研修」を実施しているところでございます。今年度も、県内五地域で新たに百七十一人を養成したほか、県が指定した民間等の研修においても

八十四名のヘルパーが養成されたところでございます。

次に、「精神障害者家族会連合会」の強化についてのお尋ねでございます。精神障害者や家族が家庭や地域社会などでいきいきと生活していくためには、家族会の果たす役割は大変大きなものがあると考え、これまでも助成を行ってきたところでございますが、今後とも会の主体的な運営を尊重しつつ、可能な限りの支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、精神障害者に対する正しい理解を促すための啓発活動についてですが、こころの健康センターで実施しております「こころの県民講座」などで積極的に啓発活動に努めております。さらに、精神保健福祉に関するボランティアの養成も行うなど、今後とも各種の啓発活動を進めてまいりたいと考えています。最後に、支援費制度についてであります。現在、国におきまして今後のあり方について検討が進められているところであり、その推移を見極めながら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。――（略）――

◎休会の議決

三月一日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（三月二日）

◎諸般の報告

予算特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金 田 克 次

- 1 企業局の経営方針と平成十六年度重点事業について
- 2 産業廃棄物のリサイクルの促進について
- 3 がんセンターについて

二 フォーラム群馬 大 沢 幸 一

- 1 ハードからソフトへの政策転換について
- 2 人財育成政策について
- 3 専門高校について
- 4 産学官連携の推進について
- 5 国道五十号前橋笠懸道路について

三 自由民主党 久保田 順一郎

- 1 県電子県庁推進計画と住基ネットについて
- 2 地上波デジタル放送開始前の県の姿勢について
- 3 外国人問題 「東毛における外国人共生プロジェクト」について
- 4 「守りの環境」と「攻めの環境」施策について
- 5 地元問題について

四 自由民主党 田 所 三千男

1 子育て支援策について

2 廃棄物最終処分場の現状等について

3 北関東自動車道について

4 藤岡地区新高校について

5 県道前橋長瀬線の進捗状況と今後の見通しについて

五 自由民主党 小野里 光 敏

1 温泉資源の保護について

2 化学物質の健康への影響について

3 観光振興策について

4 平成十六年度の制度融資について

5 市町村教育委員会の活性化について

小野里光敏議員―(略)―

続きまして、観光振興策についてお尋ねをいたします。

我が国の戦後の繁栄を支えた大量生産システムや終身雇用、公提にしておりました。それらが少子・高齢化による人口減少を前に根底から揺らいでおります。人口減が経済に与える影響は、需要の低下という形であらわれます。九五年から二〇〇〇年に六十四歳以下の人口は二百五十万人減り、六十五歳以上人口は三百八十万増えました。高齢者は子育て世代に比べ消費支出は少ない上に、現在は先行き不安から一層お金を使わないので、デフレが深刻化しております。

その上に、人件費が安く、成長性の高い中国などへ生産拠点を

移す企業が増加しております。二〇〇一年の世界のGDP(国内総生産)は三千七百兆円で、このうち観光は四百兆円であります。四百兆円のうち国際観光消費は五十五兆五千億円で、アメリカは九兆円、先進国で最も低い日本はわずか四千億円であります。GDP規模から言えば、日本は六兆円ぐらいあつてもよいはずですが、内需が減るなら外から需要を持つてくる発想が必要です。ものづくりの海外移転によって職をなくした労働者の就業の場をつくる観点からも、観光振興策は重要な施策であると考えております。

群馬県の人口減少がやがて来ることは各種統計が示しております。社会の高齢化に伴う需要不足と人口減から企業の設備投資抑制も出てくるでしょう。そういった背景から、知事も観光振興策を打ち出したものと理解しております。定住人口減と第二産業の就業者の減少を観光によって需要を喚起して、交流人口を増すことで雇用を確保し、消費を拡大する。理にかなった時機を得た政策であると大きな期待を持っております。

特に、国も推進し、今後拡大が期待される国際観光については、重点的に取り組むべき課題と考えます。そこで、群馬県としてこれまで国際観光にどのように取り組んできたのか、また、今後どのように海外からの誘客対策を推進しようとしているのか、商工労働部長にお伺いいたします。――(略)――

寺澤康行商工労働部長

国際観光の現状であります。平成十五年に日本を訪れた外国人旅行者は五百二十三万人余ということで、二年連続で五百万人

台を突破するものと見込まれるなど、今後も大きな伸びが期待をされております。こうした状況を踏まえまして、群馬県といたしましては、国際観光の重要性を認識いたしまして、積極的な誘客対策に取り組んできているところであります。

まず、国際観光に対するこれまでの取り組みについてであります。その取り組みの第一は、対象地域を拡大すること、第二に、誘客に結びつく対策の段階的な実施を基本に取り組んでまいりました。

次に、対象地域の拡大についてであります。国の「国際観光統計」によりますと、アジア地域からの入国が六〇％を超えて多いこと、さらに平成十一年度に県で実施いたしました「外国人宿泊客状況調査」の結果でも、アジア地域からの宿泊客が七五％と高いことから、平成十二年度の韓国を手始めに、台湾、中国へと対象地域を拡大してきております。

次に、誘客対策の段階的な実施についてであります。まず第一段階といたしまして、海外観光展への出展や、観光情報を英語、中国語、韓国語によって提供するホームページの作成などの宣伝誘客活動行ってまいりました。第二段階といたしまして、県内観光地を訪れる外国人旅行者に対応可能な観光案内所、「i(アイ)案内所」と申しますが、これの高崎駅への設置や、新潟県、長野県とで構成する「上信越国際観光テーマ地区推進協議会」の立ち上げなど、受入れ体制の整備を行ってきたところであります。現在、第三段階といたしまして、台湾、中国のマスコミあるいは旅行者者に対しまして、本県の「温泉」あるいは「雪」といった観光資源をPRし、具体的な誘客につながる旅行商品の開発促進に

努めております。

この結果、例えば平成十四年度は、台湾から本県への新規ツアーが二百二十一本つくられまして、六千五百七十人の来客実績を上げるとともに、台湾版の「るるぶ群馬」、これを頼りに県内を訪れる個人観光客が増加するなど、これまでの取り組みが効果を上げてきたと認識をしております。

次に、お尋ねの今後の誘客対策についてであります。

経済発展がめざましく、十三億人の人口を有する中国に対する取り組みは課題がございます。ひとつは観光ビザの問題がございます。北京、上海、広東省に限った団体観光の部分だけが観光ビザということで許されておりまして、国の政策に絡む問題もありますが、こうした状況の中で、群馬県といたしましては、中国本土向けの観光パンフレットを作成するとともに、旅行雑誌の記者等を県内の観光地に招請をいたしまして、中国の宣伝媒体を活用した誘客活動を行うこととしております。

また、観光、ビジネスを問わず、多くの外国人が訪れる東京からの誘客を促進するために、独立行政法人国際観光振興機構が設置をいたします東京案内所に観光情報を提供するとともに、海外からの取材班を招請する場合には、新幹線を活用していただき、東京と群馬との近接性を体感してもらうこととしております。

外国人観光客の誘致促進は地域経済の活性化等につながります。関係市町村、民間事業者とも連携しながら積極的に取り組んでまいります。

本会議第五日（三月三日）

◎一般質問（第一号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 沢 丈 一

- 1 県内事業者への支援について
- 2 力強い「群馬の農業」づくりについて
- 3 平成十五年中の暴力団総合対策の推進状況について
- 4 自動車リサイクル法施行に向けた県の対応について
- 5 重複障害者への支援、対応について
- 6 「豊かな心をもち、たくましく生きる力」を育てることへの対応について

二 改革クラブ 石 関 貴 史

- 1 「新しい時代」について
- 2 県独自の施策について
- 3 高校教育改革の推進について
- 4 架空請求について

三 自由民主党 金 子 浩 隆

- 1 科学技術振興について
- 2 構造改革特別区域について
- 3 幼保一元化・一体化について

- 4 尾瀬の世界自然遺産登録について
- 5 二十一世紀の森の森林公園としての利用促進について

四 自由民主党 平 田 英 勝

- 1 高病原性鳥インフルエンザについて
- 2 畜産環境対策について
- 3 悪臭防止対策について
- 4 学力低下について
- 5 駒寄インターチェンジについて

五 自由民主党 関 根 圀 男

- 1 ねんりんピックぐんま大会について
- 2 治安回復について
- 3 本県の水産振興について
- 4 新たな森林づくりの方向について
- 5 国道四六二号保美濃山地内の道路整備について

石関貴史議員―(略)―

最後に架空請求についてお尋ねをいたします。

私のところにこういった―ひとつじゃないんです。こういう、最終通告書なるものが送られてまいりました。はがきだけじゃなくて、メールでも同様な内容のものが送られております。こんな形でやぐざの代紋みたいなものがあって、非常に不愉快な思いをしております。内容を若干申し上げますが、「貴殿の御利用いただいた有料サイト利用料金について御通知申し上げます。」途中

略しますが、「無論、一切御連絡いただけない状況ですので、自宅、勤務先まで訪問させていただき、全額回収させていただきます。なお、接見不可能な場合には貴殿の身辺調査を探偵会社に依頼し、親族、友人等貴殿と関連があると見受けられる方々からの回収を行わせていただきます。なお、貴殿の処遇におかれましては、近日中に何らかの形で措置をとらせていただきますので、十分お含みおきのうえ、早急にお支払いいただきますようお願い申し上げます。」こんな内容になっております。もちろん私は自らこういうサイトを利用したことは一度もありません。

こういったものが送られてきているわけですが、私だけがこういったサービスの愛好者に見えるから送られたということではないようでありまして、私の周囲でも多数の友人等こういったものを送られて迷惑をしております。また、多数の被害例についても報道されているところであります。

本件について、警察本部長に全国の動向及び県内の状況をお伺いいたします。特に被害者の年齢、地域、職業などの属性に共通のものがあるかどうか、お尋ねをいたします。また、これについての対策はどうなっているのでしょうか。加えて、できれば警察本部長個人にも送りつけられたことがあるのかどうか、教えていただきたいと思えます。

塩田 透警察本部長

石関議員の質問にお答えいたします。

架空請求事案は、はがきや電子メールで取引事実のない料金支払い、債務返還などを請求するものであり、詐欺罪に相当する犯

罪であります。従前は架空の請求書を郵送などする形で敢行されておりましたが、石川県議員御指摘のとおり、ネットワーク社会の進展に伴い、電子メールに形を変え、爆発的に急増している状況にあります。架空請求事案の全国における相談状況については把握しておりませんが、本県では昨年一年間で七千二百五十二件を受理しております。

次に、昨年一年間のこの種事案の検挙状況ではありますが、全国では文書送付二事件、電子メール送信四事件、六事件をを検挙しているところでもあります。そのうち一件は本県警察でやったものであります。昨年八月に埼玉県警察との合同捜査で「封書による有料電話サービス利用請求名下の広域詐欺事件」を検挙し、新聞等で大きく取り上げられております。この事件は、千葉県等居住の無職者らが平成十四年九月から十一月までの間に有料電話サービスの代金を銀行口座に振り込むよう虚偽の記載をした文書、約一万二千通を北海道から長崎までの二十八道県に送りつけ、約六百人から約一千二百万円をだまし取った事件で、五人を逮捕したものであります。

次に、この種事案の特徴ではありますが、有料で提供されるアダルト番組、出会い系サイトなどの料金支払いを求めるもの、債権回収代行業者を装って債務返済を求めるものがほとんどで、はがきや電子メールを受け取った人によっては、出会い系サイトなどを利用した覚えがあったり、多重債務等架空請求かどうかよりも表ざたにしたくないと感じる弱みをねらった詐欺事件であります。

なお、この種事案の被害者の属性としては、詳細に分析してい

るわけではありませんが、一般的には、今申し上げました特徴からして、男性で比較的若い方が被害者になっております。また、地域的には全国にまたがっているもので、どこかというようなことは申し上げられません。ちなみに、私に送られてきたことは今のところありません。

次に、架空請求事案の対策であります。実際に現金を振り込む前の相談がほとんどでありますので、心当たりのない者からのメールや着信履歴については、連絡をとると次につながってしまい、断ち切ることができなくなりますので、返信をしたり電話をかけ直さないこと。それから、これが一番肝心なわけでありすが、後難を恐れて少額の請求に応じたことにより、さらに高額の請求をされるケースが増えておりますので、身に覚えのない料金請求には絶対に応じないこと。それから、事情を知らない家族が代わりに支払いをしてしまうケースもありますので、このような請求が来た場合の対応を家族間で話し合っておくことなどの点について指導を行い、被害防止を図るとともに、県や市の消費生活センター等関係機関と連携した広報啓発活動などを行っているところでもあります。

そして、検挙対策といたしましては、常に事件化を視野に入れた相談の受理、情報の蓄積と分析などを推進することとしており、今後とも、この種事案に対しては被害の未然防止と早期摘発に向けた確に対処していく所存でありますので、御理解をいただきます。と思います。

◎議案の委員会付託

第十五号議案については、機構改革調査研究特別委員会に付託することを決定

第十五号議案を除く各議案及び承第一号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月四日から五日及び八日の三日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月九日）

◎諸般の報告

知事からの補欠選挙依頼書を職員が朗読

◎群馬県競馬組合議会議員の補欠選挙

五十嵐清隆議員 当選

◎第五十七号から第九十三号までの各議案及び承第一号を議題とした委員長報告

岡田義弘保健福祉常任委員長、五十嵐清隆環境土木常任委員長、星野 寛農林常任委員長、小野里光敏産業経済常任委員長、山本 龍文教治安常任委員長、亀山豊文総務常任委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○岡田義弘保健福祉常任委員長（概要）

最初に、介護保険関係では、平成十二年四月に介護保険制度が導入されてから現在までの利用状況について質疑されたのを初め、市町村、利用者、事業者の三者のあり方や課題について県の考え方が資されました。

また、国の進めている介護保険制度の見直しにより要支援者や要介護度一など、軽度の者に対する認定方法がより厳しくなるようなことはないか等、制度の見直しの状況について質疑されました。

さらに、グループホームに関して、特別養護老人ホームや老人保健施設などと比較してグループホームの整備率が高い理由が資されたほか、県内のグループホームの質や運営状況に対する県の考え方が質疑されました。

このほか、介護に関する身体拘束の廃止について現状と県の対応方針が質されました。

次に、第七十号議案、群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の関連では、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」に勤務した人の修学資金の返還免除については理解できるが、のぞみの園の経営上の点で、繰越欠損金や役員報酬額、さらに天下りなどの疑問点を明らかにしておきたい旨の発言がありました。

○五十嵐清隆環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部関係であります。悪臭防止法に基づく規

制地域の指定及び規制基準の設定が本年十月から施行されることに関連して、指定地域となる県内十三市町村以外についての対応や工業系の用途地域の方が住居・商業地域よりも規制値が緩やかである理由について質されたほか、悪臭苦情件数の状況や悪臭防止のための機械設備に関わる制度融資などについて論議されるとともに、今後の地域指定についての考え方や普及啓発の取り組みについて当局の見解が求められました。

続いて土木部関係であります。ダム建設関連では、平成十五年度が非常に大きな転換期であったという認識が示されたうえで、ダム問題に対する今後の対応や見直しなどについて総括的に質疑され、さらに、建設中止が決まった戸倉ダムに対する今後の地元対策を含めた当局の基本的な視点について論議されました。このほか、道路維持関係では、年末から年度末にかけて集中して行われる道路工事に関して、予算消化のための工事であると住民が受けとめているという認識が示されたうえで、より計画的な工事の施工や住民への告知、住民感情に配慮した措置の必要性などについて質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

各議案は委員長報告のとおり可決及び承認

◎第十五号議案を議題とした委員長報告

中沢文一機構改革調査研究特別委員長から、委員会における審査の経過について報告があった。

○中沢文一機構改革調査研究特別委員長（概要）

本委員会は、昨年九月二十四日に設置されて以来、平成十五年度内に県当局の機構改革案について結論を得ることを目指し、鋭意審査を重ねてまいりました。

去る十二月十二日には、一つ、理事制を中心とする機構改革案について、権限と責任及び役割、さらには制度の適否を含めて検討を行うこと。二つ、職員の意識改革を図るとともに、その能力が十分発揮できる組織とすること。三つ、必要十分な検討期間を置き、県民の理解を得たうえで実施すること。以上、三点を当委員会としての要望・意見として、全会一致により決定し、知事あてに提出いたしました。

この要望・意見に対し、先般、県当局から修正され機構改革案が提示されるとともに、あわせて今定例会に「群馬県行政組織条例」が提案されたところであります。この条例の骨子は、現行の部制度を廃止し、新たに知事の直近下位の内部組織として九人以内の理事を置くこととするものであります。

三月四日の委員会において条例案に関連する質疑を行い、昨日八日の委員会において条例案の取り扱いについて協議をいたしました。その結果、理事の定数については当面必要な人数に限定することが適当であるとの認識から、原案の「九人以内」を「七人」とする修正案が委員から提案され、採決の結果、第十五号議案について、お手元に配付の修正案を可決し、その他の部分について

は原案どおり可決すべきものとすることを賛成多数で決定いたしました。

なお、当委員会として、行政執行のラインの責任者を明確にするため、局に局長を置くことを行政組織規則の中に明確に位置づけられるよう、当局に強く要望する次第であります。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 反対討論

◎採決

第十五号議案は委員長報告のとおり修正可決

◎休会の議決

三月十日から十二日及び十五日から十八日の七日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第七日（三月十九日）

◎第一号から第十四号及び第十六号から第五十六号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

岡田義弘保健福祉常任委員長、五十嵐清隆環境土木常任委員長、星野 寛農林常任委員長、小野里光敏産業経済常任委員長、山本 龍文治安常任委員長、亀山豊文総務常任委員長、松沢睦予算特別委員長、金子泰造元気な群馬づくり特別委員長、石

原 糸未来を拓く人づくり特別委員長、関根圀男安全・安心な暮らし特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○亀山豊文総務常任委員長（概要）

初めに、県立女子大学に関連して、新たな時代に向かつての大学のあり方や学生へのメッセージについて質されたのをはじめ、大学の本質等について論議されました。

次に、旧富岡製糸場の世界遺産登録に関連して、新年度から「世界遺産推進室」が設置されることに伴い、これまでの経過、今後の目標や課題、製糸場の保全・管理体制等について質疑されるとともに、推進室を設置する以上は真剣に取り組んでもらいたい旨の要望がありました。

次に、指定管理者制度について県の方針や取り組みについて質されるとともに、この制度と委託方式との相違点、公の施設の管理や民間参入に対する県の考え方等、多岐にわたり質疑が交わされました。

次に、水の需要に関連して、利根川水系フルプラン作成の意図、需要の見直し、地下水の活用等、県の取り組みについて質疑されました。

また、消防防災対策に関連して、国民保護計画の策定の内容や消防力の基本整備計画の必要性について質疑されるとともに、これに関連して、高規格救急車の整備や救急救命士の養成、ドクターヘリの導入計画の有無等について論議されました。

さらに、災害時における避難場所となっている小中学校の耐震

診断や改修状況、全国知事会が創設する「住宅再建支援制度」の内容等について質疑が交わされました。

○松沢 陸予算特別委員長（概要）

予算特別委員会については、昨年秋季以来、議会運営委員会を中心に設置形態や運営の方法について協議を重ねてまいりました。

その結果、去る二月十九日の議運において最終的な詰めを行い、二月二十七日の本会議で、議運の委員全員の発議により委員二十八名をもって県議会史上初めて設置されたのであります。

今期定例会では、知事はじめ関係部局長の出席を求め、十名の委員による一問一答方式で、県政の重要課題について活発な論戦が交わされたのであります。

最初に、地方自治の基盤確立の視点から多岐にわたり知事に質問されました。特に地方財政を揺るがす「三位一体の改革」については詳細に取り上げました。

続いて、主に行財政改革の視点から指定管理者制度や治安回復に向けての執行部職員活用等について、知事、総務部長に見解を求めました。

次に、佐田建設に対する群馬銀行の債務免除が与える県財政への影響、そして、現下の最も大きな関心事でもある「鳥インフルエンザ」に対する県の対策を取り上げました。

また、八ッ場ダムに関わる現地生活再建策について、図面を広げ、地滑り地域の問題を取り上げ、知事、土木部長に見解を質したのであります。

最後に、がんセンターの建て替えをめぐり、入札の経過など様

々な観点から鋭く知事、管理者に見解を求めました。

○金子泰造元気な群馬づくり特別委員長（概要）

最初に、前橋市の中心市街地における人口や商店が減少している原因について質疑されるとともに、中心市街地の居住人口を増やすためには、これまでの「まちづくり」における反省点などを細かく分析するとともに、住みやすい環境づくりや大型店への対策、さらに、かつてにぎやかだった「まち」にはどういうものが存在していたのかをもう一度考えながら取り組んでいくべきであるとの意見が交わされました。

続いて、市町村合併を契機として活力ある「まち」をつくるという観点から地域の活性化について県の考え方が質されるとともに、市町村合併により元気な「まちづくり」を進めることができるように、広域行政を担当する県が指導的役割を果たしてほしい旨の要望がなされました。

次に、中心市街地における空き地などの未利用地の現状と傾向や未利用地を活用した定住促進策について質疑されたのをはじめ、未利用地に住宅を建設する場合の支援や中心市街地の再生に取り組む県都前橋市との一層の連携について要望がなされました。

次に、中心市街地の人口減少が進む中で、中心市街地にこれまで整備されてきた快適な生活を送るために必要な電気や上下水道、通信、ガスなどの社会基盤の再活用について質疑されるとともに、有効活用に取り組む市町村への支援について要望がなされました。

その他、郊外の人が買い物や遊ぶために都市に集まり、これによって都市が支えられていることについて認識し、扇のように広がりのある思考をもって「まちづくり」に取り組むべきであるとの意見が交わされました。

◎討論

日本共産党県議団	伊藤祐司	一部反対の討論
自由民主党	荻原康二	賛成討論
フォーラム群馬	黒沢孝行	賛成討論
公明党	小島明人	賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第二号議案 県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第三号議案 消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書

議第四号議案 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な

推進を求める意見書

議第五号議案 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第九十四号議案 教育委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は教育委員会委員の選任についてであります。

これは、現委員の高井健二氏の任期が三月三十一日をもって満了となりますので、その後任者として内山征洋氏を選任しようとするものであります。

◎会期の延長

議事の都合により会期を三月二十二日まで延長することに決

定

◎延会の議決

日程に追加した第九十四号議案の審議を終了せず、延会とすることを決定

本会議第八日（三月二十二日）

◎第九十四号議案に対する知事提案説明における発言を議題とした委員長報告

中沢丈一議会運営委員長から、委員会の審議結果について報告があった。

○中沢丈一議会運営委員長（概要）

知事の発言部分に議案の提案説明には関係ないと認められる部分がありましたので、当該部分を削除すべきものと決定いたしました。

なお、議会運営委員会としては、全会派一致して、知事に対し、会議規則を十分尊重するとともに、県のホームページには真実を的確に掲載するよう強く要望する次第であります。

◎採決

知事の発言については委員長報告のとおり当該部分を削除すべきものと決定

◎委員会付託を省略し採決

第九十四号議案は原案に同意することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案九十五件（うち可決九十四件、修正可決一件）

議員提出議案五件（うち可決五件）

二 請願の審査状況

請願三十八件（うち採択六件、一部採択四件、不採択一件、

継続審査二十七件）